

平成21年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年3月18日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 内 海 博 司 君
市 事 務 部 長 内 海 博 司 君
市 立 大 学 長 三 澤 吉 巳 君
福 祉 事 務 所 長 小 山 龍 彦 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

22番 田 中 之 繁 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

各団体への公費負担について外1件を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきたいと思えます。

各団体への公費負担について、3件についてお伺いいたしたいと思えます。まず1点目に、名寄市納税貯蓄組合についてお伺いいたします。平成17年3月末をもって解散されました納税貯蓄組合が平成17年4月にボランティア団体により設立され、5万円の補助金を交付されていますが、解散された納税貯蓄組合がなぜできたのかお伺いいたしたいと思えます。また、その活動内容もあわせてお知らせをお願いしたいと思えます。

2点目に、市職員の互助会への補助金の見直しについてお伺いをいたしたいと思えます。職員の福利厚生は、公務員法にて職員福利厚生会を設置し、各種事業を行うことは認められておりますけれども、今年2月1日の北海道新聞の報道によると名寄市は全道で3番目です。1人当たりの補助金を見ると、1番目が札幌市で2万4,901円、補助率54.7%で公開であります。2番目が泊村で、1万6,257円で補助率が59.4%で公開であります。3番目が我が名寄市でありまし

て、1万5,946円で補助率37.4%で非公開であります。このことから、財政難により住民に理解が得られないことから、12市町村が廃止をされております。2007年決算によると、職員1人当たりの平均額は6,300円です。名寄市も全道で3番目ということは高い水準であることから、また財政難の中で各種補助金の見直しをお願いしていること、住民理解が得られないと思うので、見直しは考えられないかをお伺いいたします。また、名寄市はなぜ非公開なのかもあわせてお知らせください。

3点目に、農民連盟の委託料についてお伺いいたします。農民連盟は、農民運動、農業所得計算事務が大きな活動であります。農業所得計算は、行政が行うべき業務と思うところであります。農業経費の認定など専門的知識が必要であり、毎年税制改革により所得税、消費税の計算が複雑であります。過日市に対し委託料の増額を要望したところでありますが、現状維持との答えでありました。各農連では、経費の増額は農家負担の増額を計画されております。今後の委託料の見直しについて考えられないかをお伺いいたしたいと思えます。

大きな項目の2点目、未収金と不納欠損についてお伺いいたします。国も道も財政状況は大変厳しい時期を迎えておられます。名寄市の財政状況は、今後交付税のふえる要素もなく、さらに厳しさを増すものと思われれます。100年に1度と言われる世界的な不況により市税も落ち込みが予想される中で、未収金と不納欠損がふえることは住民負担がふえること、また住民サービスが低下することであると思えます。納税者と滞納者との不公平感もあります。平成19年度未収金総額は4億3,653万円あります。平成20年もこれ以上増加すると思われれます。毎年毎年増加するということは大変なことだから、未収金、不納欠損金をお知らせをお願いいたしたいと思えます。また、収納については納税係がそれぞれ納税折衝、滞納処

分をしていると思いますが、その成果と結果、今後の考え方をお伺いをいたします。

この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま谷内議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。すべて私のほうからの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

1 項目め、各団体への公費負担についての（1）、名寄市納税貯蓄組合の助成金についてお答えいたします。名寄市納税貯蓄組合は、平成17年3月末をもちまして解散をいたしました名寄市納税貯蓄組合連合会の活動を引き継ぐボランティア組織として平成14年4月に設立され、現在も61名の会員の方々が独自に会費を出し合いながら活動をしております。主な事業は、街頭でチラシ配布による納税意識の啓蒙活動、税を考える週間行事に対する協賛事業として小学生による書道展の開催、租税教育推進懇話会において中学生による税に関する作文募集の要請等、税に対する親近感と正しい税知識の普及を図るため、税務署、道税事務所、名寄市と連携して行っており、この活動に対し名寄市から平成20年度までは5万円の補助金を交付しておりました。昨年末に行財政改革の実施に伴う補助金の見直しで一部削減をさせていただきまして、21年度からは1万円を減額させていただいて、4万円の補助金を予定しているところです。特に小中学生に対する小さいころから税に対する意識の啓発活動については、御協力いただいておりますので、この件については今後もお伺いしたいというふうに考えております。

次、（2）番目、市職員の互助会への補助金の見直しについてお答えいたします。職員の福利厚生につきましては、地方公務員法第41条及び第42条の規定に基づき、職員福利厚生会を設置し、各種事業を行っているところであります。合併前の旧名寄市、旧風連町においても補助を行ってきたところですが、合併後補助金の額の減額、住宅

建設資金利子補給補助金の廃止等、福利厚生会に対する補助金の減額を行ってきています。しかしながら、19年度の決算で職員1人当たりの補助額は1万5,946円と全道の自治体の中で3番目に多い順となっています。行財政改革の中で各種補助金の見直しを行っているところでもあり、福利厚生会に対する補助金につきましても事業の見直しも行い、さらに市民に理解を得られるよう公費負担の額、率を下げるように進めてまいりたいと思っております。

なお、全道3番目のランクの関係につきましては、それぞれの市町村が市町村共済組合、都市共済に加盟するなど加盟する共済組合の区分によりまして福祉協会の負担金为名寄市の分は多くカウントされております。これは、札幌とか都市共済に入っているところと市町村共済に入っているところのデータのとり方が異なることによるものでありまして、この分だけ名寄市は都市共済加盟団体よりも2,500円から3,000円程度高い評価をされておりますので、この辺についてはお含みおきいただきたいと思っております。

なお、谷内議員のほうから新聞報道によりますと公表をしていないということの部分であります。これは報告を求められた調査の中で、金額、補助金の額まで広報等でPRをしていなかったものですから、公表していないという回答をしましたが、現実的には20年12月号広報で人事行政の運営状況の中で平成20年度予算ベースで補助金額も含めた事業内容を公表しております。なお、ホームページの公開につきましては、20年度決算ベースでことしの5月末でまとまりますので、まとまり次第21年6月から7月にかけて公表したいと思っております。従来広報紙のスペースが小さくて、補助金の額まで記載していなかったのですが、この関係につきましては調査に対する回答が不十分でありましたので、20年12月号広報から速やかに広報しまして、ホームページにつきましても金額も含めた内容のものにさせていた

だいておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

（3）番、農民連盟への委託金についてお答えします。農業者による所得の申告は、農業経費の認定等専門的な知識を相当必要とすることから、名寄農民連盟、智恵文農民連盟には平成17年度から、風連農民連盟には平成18年度から農業所得調査計算事務を1件当たり2,500円、農業所得以外については1件当たり1,000円で委託しております。しかし、近年の生産資材の高騰による農業経営の影響や担い手不足等による農民連盟盟友数の減少、また毎年の税制改正により所得税、消費税の計算事務が複雑多岐にわたるなどの理由により、名寄市農民連盟連絡協議会から名寄市に対しまして消費税申告書の追加加算を要望されたところですが、行財政改革による使用料、手数料、補助金の見直し、人員削減等の合理化を推進している状況の中で、消費税に係る委託料の増額は困難なため、現状維持で回答したところであります。今後農業に対しましては、事務処理の効率化を図ることと今までも行っておりましたが、農業全体にわたる各種の支援策を講じまして、農家負担の軽減を実施してまいりたいと考えております。

大きな項目の2つ目、未収金と不納欠損についてお答えします。（1）番の全会計における未収金につきましては、平成20年度における収入未済額につきましては2月末現在でお答えいたします。現年課税分では、市、道民税普通徴収分3,912万2,000円、前年度比でプラスの54万5,000円、固定資産税では4,108万7,000円、前年比176万4,000円の増、軽自動車税は96万7,000円、前年度比プラス・マイナス・ゼロです。国民健康保険税6,112万7,000円、前年度比1,076万5,000円のマイナスになっています。これにつきましては、平成20年度から75歳以上の後期高齢者医療保険分が広域連合のほうに移行したことによるものであります。そ

の他主なものとしまして、後期高齢者医療保険料233万3,000円、介護保険料普通徴収分363万6,000円、保育料1,839万6,000円、住宅料3,298万円、下水道受益者負担金393万4,000円となっており、現年分収入未済額合計は2億360万円で、前年同月比マイナスの584万円であります。

次に、滞納繰り越し分は、市、道民税普通徴収分5,700万4,000円、前年同月比1,415万4,000円の増、固定資産税9,039万9,000円、前年同月比マイナス288万9,000円、軽自動車税171万1,000円、前年同月比プラスの31万6,000円、国民健康保険税1億7,488万9,000円、介護保険料普通徴収分450万3,000円、保育料1,479万2,000円、住宅使用料1,394万1,000円、下水道受益者負担金1,080万2,000円となっており、収入未済額は約3億6,824万円で、前年同月比プラスの3,068万円であります。現年と滞納繰り越し合計は、前年度比2,480万円の増となっており、最終的な収入未済額合計は平成19年度収入未済額合計4億3,653万円より増加するものと予想されますが、5月末までの残された期間収納率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

（2）番、全会計の不納欠損額はの問いにつきましては、不納欠損額につきましてはこれから処理を行いますので、平成19年度決算額によりお答えをしたいと思います。一般会計2,785万7,000円、国保会計809万5,000円、下水道会計82万6,000円、介護会計112万2,000円、合計3,789万2,000円となっており、市税につきましては2,430万円ですが、法人6社の大口滞納者の倒産によるものが82%を占めています。不納欠損の理由としまして、消滅時効による場合、滞納処分の執行停止を行った滞納者に対する執行停止期間が3年間継続した場合であり、納入義務は消滅します。滞納処分の執行を停止できるのは、1つ目として滞納処分をすること

ができる財産がないとき、2つ目には滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときであります。これらの理由により、未収金について滞納者との納税折衝の中で分析、財産調査を行い、該当する事案につきましては不納欠損としているところであります。

(3) 番目の収納に対する考え方につきましてお答えします。滞納者に対する対応策としましては、毎月税務課の納税係内会議を実施し、今後の方針の確認を行い、個別徴収の強化、電話催告、夜間窓口の開設、分納相談、臨戸等滞納させない取り組みを行っています。しかし、連絡がなく、分納相談にも応じない納税意識の低い滞納者については、期限内に完納された納税者との公平性を保つために預貯金、給与等の財産調査を行い、差し押さえによる滞納処分の実施を強化しております。滞納処分状況につきましては、平成21年2月末現在国税還付金33件で85万3,773円、道税還付金では3件で2万7,200円、預貯金差し押さえ114件で215万174円となっております。また、収納体制につきましては、5名の納税係がそれぞれ地区を担当し、現年、滞繰ごとに納税折衝、滞納処分に当たっております。さらに、昨年開催しました庁内担当課との徴収対策会議では、各課それぞれの対応や情報の共有、連携強化を再確認しているところであり、悪質滞納者につきましては厳格に滞納処分を実施し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、この場からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） お答え大変ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきたいのですが、それで1点目の納税貯蓄組合なのですけれども、17年3月末をもって解散して、その翌月、4月1日にまた納税貯蓄組合ができたということ自体

がちよっと私は理解できないのです。旧風連町の時代のときにもそれにあわせて各地区に納税貯蓄組合があったのですけれども、それを廃止しています。そんな中でどうしてそこで3月に廃止したものが4月になって設立されたのか、その辺をお願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 従前の納税貯蓄組合につきましては、納税の促進ということも含めまして、それぞれ徴収をしていただいて、納税奨励金を交付をしておりました。税にプレミアムをつけることがどうなのかということも含めまして、一定程度納税貯蓄組合の関係につきましては奨励金をもらう受け皿として、税金を集める受け皿としては口座振替等も含めて一定の役回りを終えたというふうに考えています。ただ、税務署、道税事務所、市役所の税務課につきましては、税の賦課徴収権を持っておりまして、強制力を持っていることから、市民と行政のまちづくりの協働のまちづくりという視点からも民間の力による納税意識の啓発、啓蒙活動について参加していただくことが大切だということも含めて、当時の役員の方々といろんな御相談をさせていただいて、ボランティア活動として当面小中学生を中心とした納税意識を子供のころからそういうことを活動してこうということでボランティア組織に衣がえしたというふうに聞いておりまして、先ほど言いましたように行政だけの納税に対する啓蒙活動の一方通行ではなくて、民間の方の力もおかりしながら行うことのほうがベターだという判断をしておりますので、当分の間申しわけなく思っていますが、1万円の運営補助金削らせていただきましたけれども、少ない運営補助金の中で今後も啓蒙活動に対して御協力を賜りたいというふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのボランティア活動の中で5万円というの、ちよっと私自身も理解

できないのですけれども、それについては先ほど答弁の中にあつたのですけれども、小学校の作文だとか、そういうチラシだとか、そういう配るために使っているということで理解していいのですか。2月のときに回覧、広報と一緒にこんなような紙が来たのです。私自身も見たのがちょっと初めてだったので、これを見ると名寄市と名寄市納税貯蓄組合が発行されておまして、これの中には5月には固定資産税を払いなさいよ、6月は何です、こういうもの、いろんなものをつくっている。こういう紙だとか、そういうものを含めた経費が5万円に充てられているというふうな理解でいいのですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） その用紙につきましては、市のほうで対応していると思っております。活動の関係につきましては、それぞれ街頭啓発の関係であるとか、総会等の運営に対する補助金とか、全道の納税貯蓄組合の方々とのお会合等もありますので、そういうふうな運営関係全般に関する経費として、特に市のほうでは色分けをしておりますので、おおむね市のほうが4割から5割程度、残りは会費のほうで賄われているというふうに理解をしています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 納税というのは大変だと思うのですけれども、なぜこういうことを申し上げるかという、旧風連町時代のときに納税貯蓄組合というのは風連町全戸に、全地域というのですか、農家ですと部落単位とか、町や町内単位だったのです。たまたま私の町内の納税貯蓄組合というのは、町内で基金を持ってまして、どうしてもその時期に支払いができない人にはそのお金で貸し付けをして、何月何日に返していただくという、そういう契約を交わして、貸し付けをしながら100%の納税という形で目指してやっていたのが私どものところの前の納税貯蓄組合の活動だったのです。でも、そういうところからそ

れに対して完納奨励金だという形でお金をいただいたのですけれども、そんなような形の中でやっていたのですけれども、今の中で聞くとボランティア活動の中で子供たちだとか、そういう作文だとかチラシを配るために、それだけで納税貯蓄組合を立ち上げをしたのだということなのですが、それは税務課なり税務署がやる仕事であって、そういう組織はなくてもそれはできないのかなと。そういうものがなければ、そういう子供たちの作文を応募するとか、そういうことはできないのか。それは、税務課なり税務署がやれば、できるのであれば何も慌ててその事業にその団体、せつかくなくしたものを急遽つくってやるということは、だってこれを配ったときに私のところに何でこんなものが、納税貯蓄組合あるのよといういろんな意見いただきました。本当に私自身も知りませんでしたから、そんなことでそれはどうしてもなければ仕方ないのですけれども、その上との関係があるのですが、その辺はどうなのですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄地区と智恵文地区の納税者の方々については、納税貯蓄組合の構成員の方々については組織がなくなった後ボランティアで個人会員として入っておりますので、それぞれの地域の考え方があるのでしょうかけれども、私たちはこういう形で税金をそれぞれ集める団体から納税意識の啓発をするために、行政だけではなくて市民みずから納税意識を高めていこうということに対することにつきましてはぜひ必要だと思っておりますので、単なるスポーツとか文化の団体の任意団体という感じではなくて、一定程度過去長い歴史を持っていました納税貯蓄組合がプレミアムのつく前納報奨金的なものが、完納報奨金的なものがなくなっても、特にこれからの次代を担う若い子供たち、若い世代のほうにそういう啓蒙活動を民間の力でやっていただけることにつきましては、私は十分に意味があることだ、大切なことだと思っておりますので、これは島市

政の市民と行政の協働のまちづくりということに対しても決して方向は間違っていないと思っておりますので、今後も当分額は少ないですが、この金額でボランティア活動の継続をお願いしたいというふうを考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。納税のために、未収金を減らすためにも一生懸命努力していただきたいと、そのように思います。

次に、職員の福利厚生についてお伺いしたいと思います。この中で先ほど答弁ありましたように、今後見直しをしていくというのですが、その中で21年度の予算書を見てもそれはある程度の数字は出ているのですが、その額なのですから、1万5,900円なのです。それ大変多いと思うのです。それで、全道平均でいくと6,300円というのですけれども、その6,300円が妥当なのか何かそれちょっとわかりませんが、たまたま1番が札幌市で大都市であります。その次が泊村。泊村というのは、皆さん御存じのように原発のあれでそれなりに財政豊かなまちなのですが、その次が名寄市であるということはとても、あれが道新で全道版に出たということは、やはり他町村の人から見れば名寄って楽なのだな、そんなイメージも言われましたし、友達からもそういうことを言われました。本当に私自身も市長を初め財政難の中から各種助成金をカットしていかなければいけない、職員の給料も何とかお願いしなければならぬ、そんなことをやって財源づくりに努力している中において、職員だけに対してあれだけの金額というのは多いので、今後わかりやすく言ったら21年度では1人当たり何ぼのお金を福利厚生に出すのか、その辺お願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年の決算委員会でも私申し上げましたが、互助会に対する助成金の関係につきましては、先ほど言いましたように地方公務員法等で民間企業と同様に雇用主として、

事業主として補助金を出すことについては認められております。それで、公費負担がゼロでなければならぬというふうには考えておりません。

それと、先ほど言いましたように入っている共済組合が市町村共済組合であるがために、最低でも2,500円から3,000円は事業主の負担分としてかかります。同額については、職員からもいただいています。札幌等大都市については、都市共済に入っていますので、それが都市共済の保険料の中に含まれていますので、その部分はこのような統計調査では出てきません。その部分については、割り引いて考えていただきたいと思っております。

それで、今福利厚生会の関係につきましては、慶弔費関係の部分について少し公費負担を下げるということで考えておまして、その金額につきましては2,000円から3,000円程度下げるといって予算を盛りつけておりますので、今後の方向につきましては公費負担の関係について留萌市を初め12の市町村が廃止をすることが新聞報道で出ておまして、傾向としましては公費負担をできるだけ少なく下げていくという方向で多分全道の市町村は動いていくのだらうと思っております。名寄市もそれは住民の理解を得ながら、どこまで公費が負担をして福利厚生会事業を支えるのか、その辺の関係につきましては他市町村の状況も調査をいたしまして対応したいと思います。ただ、1点だけ先ほど説明しましたが、名寄市の福利厚生会事業に対するお金の高い部分の中に、18年のときから廃止を止めた住宅利子補給の分の影響が残っておりますので、この部分は廃止しても5年間の激変緩和を勘案しましたので、この辺についても御理解を賜りたいと思っております。次第次第に下がっていくということで考えておりますので、それとあわせて他市の状況を見ながら、見直せるものについては見直しを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 21年度の予算の中で福利厚生会に対しての助成金がありますよね。その査定について、先ほど聞いたのは1人に対してどのぐらいの金額になるのですかとお伺いしたのですが。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 7,400円というふうに理解しております。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。本当に財政難の中から、市民にそれだけの減額なりサービス低下、その他を与えているのですから、職員だけがそういう中でなくて、まして全道でも184カ所ですか、ある中で今回それを廃止したというのは14市町村ある。そんなことも報道されていますので、なくせとは言いませんけれども、最低限やはりそれに見合ったような中で職員も一生懸命事業に参加して努力しているのですから、その辺を含めて今後市民に理解できるような形の中でそれをお願いしたいと思います。

次に、農民連盟に対しての助成金なのですが、これ助成金と言わないのですけれども、委託料なのですけれども、まず初めに私自身どうしてもちょっと理解できなかったのは、助成金ならば総体事業費の何%助成するというのは、それは理解できる。ところが、委託料となるとそうではないと思うのですが、それであってこの間農民連盟の総会があったのですけれども、そのときに島市長も来ていただきまして、ごあいさつもいただきました。その後私用があるということでその場から退席されたのですけれども、風連の農民連盟のことしか私ちょっとわかりませんけれども、それを例に挙げますと、今回大変お金が厳しいという形で、執行委員の役員さん方が自分らがもらっている年報酬なののですけれども、10万円、20万円と大変安い報酬なのですが、それを削減して、カットしてでも穴埋めをしなければならないだろうと。そんなことを提案された。でも、それは1

0万円、20万円でそれをカットするということになるとこの後後継者も育たないからだめだという形の中で、総会において農家1件当たり1,500円を上げてほしいという提案をしました。それ提案をされていましたが、また消費税滞納者八十数人いるのですが、それは3年間保有しなければならぬという形で、それで2,000円をお願いしたいという形で、自分たちのものは自分たちなもので、仕方ないだろうといろいろありましたけれども、そういう中でも了解されて組んだのですけれども、それに対して1,500円、これ農業経済低いのですけれども、大変な時期なのですけれども、農業所得の計算簿というのは当然税計算は行政がしなければならないものを肩がわりをしてやるのですけれども、それを全部とは言いませんけれども、助成金ならわかるのですけれども、委託料となるとそうではないだろうと。せめて委託料という、あらゆる見積もりを出して、それだけの金額を出すのが委託料だと思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 各農民連盟さんの執行委員さんが幾らお金いただいているか、私わかりません。だけれども、税の委託料の関係を決めたときには助成金ではなくて業務をお願いをして委託させていただくということの積算でしたので、当時合併する前から名寄地区におきましては商工会議所が一般的に税の申告のときにいただいている手数料として2,500円、それからまたは1,000円ということでありましたので、2,500円は農業所得を計算する方については1件当たり2,500円、家族の方で農業所得でない方についても同じ家族の方であれば1,000円という形の金額をはじきました。これは、委託料にしろ補助金にしろ出すときの一定の基準がありますので、その基準に基づいて出させていただきました。

それで、問題はそこにどういってお金をかけるかということにつきましてはそれぞれ農民連盟さん

の考え方があるのですが、農業の所得そのものにつきましては従前市役所、税務署が対応しまして、ことしの収穫、収入の金額をどのように判定するかという難しい問題から、かなり収入把握の関係についても簡素、簡略化がされたというふうに聞いておりまして、どちらかという従前の農民連盟さんと税務署との収入の確定の関係についていろいろ難しい議論があったことから見ると、少し簡素、簡略化されたのかと。その分と農民連盟さんに対する委託につきましては、委託料で出しているところと助成金で出しているところと上川管内でも結構考え方が別れています。それから、金額も名寄は大体180万円ぐらい、予算書を見ていただいたらわかると思うのですが、180万円ほど予算化をしています。それよりか多い市もあります。少ない市もありますので、それぞれの地域のお金のかけ方も含めてその額については決まっているのかなと思ひまして、私たちは商工業者に対してはすべて自主申告であります。農業の関係につきましては、先ほど言いましたように税務署と農民連盟さんがことしの出来高をどういうふうに押さえて、どのように収入を各農家に張りつけるかという作業は昔ありましたけれども、その分については簡素化されたということも含めまして、ただ消費税の関係につきましては3,000万円から1,000万円に落ちまして、事務負担はかなりふえていると思います。ただ、実際問題は本当に手間暇かかる方につきましては青色申告を利用して、青色控除の特典も利用されていると思います。意外と農家の方について、中小の方につきましては簡易課税方式を選んでいることもありまして、今回は農民連盟さんには大変申しわけないと思っておりますが、市もこのような財政状況でありましたので、現状のルール、仕組みを維持するというところで、経費の関係について節減も含めて御協力をお願いしたいということで、現状維持の回答をさせていただきましたので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 財政がきつことから。それはある程度わかるのですが、やはり私としてはかかったものに対しては助成金や補助金で出させていただきたいというのが私のお願いなのですが、その中身を見ると大体風連町の農民連盟の総体の予算が約1,300万円ぐらいなのです。そのうちの税金体制、税対を含んで、それを計算事務をやることで約450万円かかるのです。3分の1以上。その中身という、その450万円ぐらいかかる中で昨年で見ますと約110万円ですよね、市からいただいているお金が。4分の1ぐらいある。そして、税対、ことしのやっている状況を見ていたときに、私もそれ世話になっているのですけれども、風連の場合には白色で609件、青色申告のほうで83件、青色申告会の申告してもらっていますから、農連のほうからそれに対して負担金は出しています、青色やっている方に。その中でやっていったときに700件近い件数があるのです、ことし見てみますと。それで、それを納税まで、3月5日に税務署のほうに指定したのですけれども、その税対で組んでいる人員が18人いるのです。それに最後の事務処理する形の中で農連の事務局の女の子と行政からの臨時職員になるのですか、それ出向で1人来ていただいて、そういう体制でやったとして、ことしの場合を見てみますと約40日間かかっているのです。そして、金額想定してわかるのですが、それに対して税対に来ている人に幾らお金を払っているかという、市で雇っている臨時職員の給料よりも安いです。1日6,000円です。1日6,000円で朝9時から晩5時まではやっていただいている。その中でしている中で、本当はもっと行政の委託料でやるならばせめて最低賃金である六千何百円ですか、7,000円ぐらいのお金なのですが、それを払ってやればいいのですけれども、それは出せないという形で6,000円で打ち切って出しています。そういう形の中でやって、それで110

万円しかもらわない中で、たまたま思ったのですが、それを処理するために用紙が相当要りますよね、こういう用紙が。何千枚も要ります。その用紙も行政からもらっているのかと思ったら、そのお金ももらっていない。全部負担ですと。そして、パソコンも8台だったですか、用意してやりましたけれども、リースで借りるなり、あるいは農連の中でお金をやりくりしながら買うなりしてやっています。そういうお金も含めてやると、大変な金額が出てくるのです。それで、税対で450万円の予算だけでも、それできないからという形の中で紙だとか用紙というのは別な予算から出しているのですが、そこまで頑張っている。そうしたら、そういうところを見ていくとせめて用紙の分だとか、パソコンの借上げ料だとか、そういうものも含めてそれぐらいは行政から出してやっても、過言ではないのではないかと、私はそう思うのですが、どうですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） お金のかけ方、事務処理の仕方については、それぞれの農民連盟さんで差があるのかなと思っています。今谷内議員から初めてお聞きしまして、そういう状況なのだなというふうに理解をしました。それで、市役所のほうからもコンピューターから打ち出したデータをお渡しをして、できるだけ効率的な事務処理については従前からやっております。最近は税務署のほうからもパソコンを持ち込んだ形でいろいろやっております。そういうことも含めて、用紙代程度の関係については多分そんなびっくりするような金額ではないと思います。その辺については、担当の税務課のほうと協議をしていきたいなと思っておりますが、基本的な委託料の関係につきましては商工業者に対してはすべて自主申告という形をお願いしております。その辺も含めますと私は今出ている180万円というお金は決して安いお金ではないと。それは、そのような形でお金がこれだけかかるのだということであれ

ば、一定にその利益にあずかる人方のほうから徴収するという選択をされた風連の農民連盟さんの判断、今の御時世としては当然必要な方法だったのかなと。この辺につきましては、具体的な数字の関係については差し控えますけれども、士別は名寄よりか多い金額が出ています。富良野さんと士別さんは、名寄よりも相当少ない金額でやっています。それぞれの地域の農民連盟さんのやり方については、それぞれ知恵を使ってやっていらっしゃるかと思しますので、その辺については農業と商工業者との申告のあり方について、結果的にはそれぞれの問題については商業も農業も同じだというふうに考えておりますので、申告の簡素、簡略化も含めて一定の動きは進んでおりますので、御理解賜りたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 別に商業と農業と差別せいとは申しませんが、それならお聞きしますけれども、六百何件、約700件ぐらいの人がいるのですが、農連で申告受けたのが。それなら、仮に行政だと行政のほうにみんなそれを申告に行ったときに行政の中で税務課は対応できないと思うのです。そんな中で、風連は特に戸数が多いのですが、そういうことを避けるためにもやはりそういう農家のものは農家でと農連、農民連盟がそれをやっていると思うのです。一人一人がみんな領収証、収入金課税方式になりましたから、買い物した領収書から何からそっくり持っていきますし、農協の組勘等も持って行ってそれを整理しなければならぬ。項目分けなければならぬ。その仕事から始まるのですが、それを全部行政のほうへ持って行って、窓口にぽんと持ってこれお願いしますとやったときにその対応ができるか。多分できないと思うのです。そのために農連が頑張っているのをやっという形とっているのですから、それはわかるのです、差別というのは。でも、そうではなくてせめてそれぐらいのかかる経費の応分のものは出していただきたいというの

が私のお願いなのですけれども、その辺はそれでいいのですけれども、先ほど事務処理の効率化を図るといことの中で、それどういう効率化を図っていくのかなとちょっとわからないのですけれども、たまたまうちの執行委員長ともこの間終わってお話ししたときに、行政が最終的な事務処理をするときにそこに女の人だったのですけれども、臨時職員かパートかわかりませんけれども、1人は派遣していただいて最後の処理をしたと。その派遣してもらった人が来年度からそれはなくなるのだと。それは削減されるのだということを知りました。そうすると、どうしてもその人が必要なのですけれども、人を減らすとできないのですが、その人件費も今度は農連のほうで負担しなければならなくなるのですよね。それをしていくと、ことし1,500円なら1,500円上げていた中でそれを経理するのはいいのですけれども、今言われたように農家のことだからあなた方がやるのが妥当だと思いますと。それを言われればそうかもしれませんけれども、今度そういうふうになったときにその人件費までも払わなければならないから、お金が足りない。また来年値上げというふうにはなりませんけれども、その辺ぐらいいは見てもらえるというか、そういうものは考えられませんか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 合併する前の事務事業一元化の協議の中で、名寄、智恵文農連につきましては事務的なお世話につきましては職員が若干お手伝いした程度でありまして、臨時の職員を張りつけての対応についてはやっておりますでした。風連についてはやっておりました。この辺を合併時に一遍に整理できなかったということも含めて、それと先ほどから何回も言っていますけれども、農民連盟さんと税務署と協議して収入を確定させるという部分のやり方が若干変わりましたので、その辺も含めて先ほど言われました臨時職員の張りつけの関係につきましては3年間の激変緩和をもちまして21年度からすべて廃止を

したいというふうに考えています。そういう協議の中で18、19、20の3年間、それぞれ2名ないし1名の張りつけをして、期間雇用をして対応してきましたけれども、これも3年間の激変緩和を使いながらの部分でありますので、来年からは廃止するべく予算はつけておりません。よろしくお願ひします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。でも、大変な事務処理をやっていますから、各3農連からの要望があればと思いますけれども、それはそれなりの対処をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、未収金、不納欠損についてお伺いしたいのですけれども、前日私自身読ませていただきました市長の執行方針の中にやっぱり基金を頼らないで行政運営をしたいということが書いてありましたけれども、私はそれに賛同したい、その一人であります。その中でお伺いしたいのですが、基金を頼らないで行政運営をするために何を一番先にしなければならぬのかなど。そんなことを考えているときに、私自身未収金の4億円もあるようなものがあるのですが、それを解決するのが一番早いだろうと。そんな形で今回の質問をさせていただいていることなのですが、基金の繰り越しは3億7,000万円ぐらいあったのですが、それ以上に未収金額がある。不納欠損が三千何百万円だったかな、それぐらいがあるのですが、そんなことばかり毎年やっていけばいつまでたっても市長が言っている基金を頼らない行政運営はできないのです。そのために、やはり大変なのです。この未収金というのは、集めるの大変だと思いますけれども、これを解決しなければそれに一歩でも近づけないだろう、そんな形の中で質問させていただきます。それで、これだけの金額4億円もあって、なおかつ今年も増加するだろうということが予想されるのですが、先ほど6日の日の定例会初日に申し上げたのですけれども、専決処分され

た中で200万円以上のものを専決処分する。そんなことをしているから未収金がとんでもなくふえるのではないか。あのときは公営住宅の入居だったのですが、仮に入居料金を入居しているとき、説明をするときに何と言いますか。3カ月間なら3カ月間未納したら、出てくださいますか、いろいろそうやって説明すると思うのです。それを7年も8年も延ばして、200万円以上も超えているものを専決処分して払ってもらえると思いますか。もらえません、これ。保証人に言ったって、本人に言ったって払えませんから、くれないと思います。それよりもっと早いうちに、もう言ったら仮に1カ月3万円の家賃を払って、入居料を払っているのだったら、1年間30万円になりますよね。その時点でもうそれをやったらどうですか。そうしていくことによって、それが出ていただけるなら出ていただいて、新たな者入れていけば200万円もならなければ未収金は減るでしょう。そんな対応はされていない。そんなことが私は不思議に思うのです。それで、今回ちょっと通告で言いませんでしたけれども、ただ100万円以上の未収金のある方が名寄市全体で何件あるのですか。教えてください。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 件数の関係については、数字がすぐ出ませんので、予算委員会の場で、もしよろしければそこで、事前に通告なかったものですから、そのときにお答えさせていただいてよろしいでしょうか。それでよければそうさせていただきます。

それと、特に市営住宅の関係についての具体的な市が相手方を訴えるということで対応したことにつきまして、いきなりあれを今回やったわけではなくて、今までも内容証明つき郵便を送ったり、それから担当係長、係が臨戸訪問をしながら、一定程度督促を、催促をしておりました。基本的には、公営住宅に入られる方というのは収入も比較的少ない方しか入れないものですから、そういう

状況の中でその方々の生活の困窮度を見ながら、できるだけ分納も含めてお願いをしている状況です。中にはその1年間で全部払い切れない方もいらっしゃるかもしれませんが、市役所はそこから追い出すのが仕事ではなくて、そこに入っていただいて生活をしていただいて、その中から家賃をできるだけ1年間のものは1年間でおさまるような努力はしてきたつもりです。そういうふうに住生活困窮度を一定程度判断する中で、比較的優しい対応をしてきたことによって何年間もたまってしまったということに対しては、担当の建築課のほうでも実は反省をしております、これではいけないということで、場合によっては裁判に訴えるということも必要だということで今回初めて取り組みをさせてもらいました。これは、その人を見せしめ的にやるわけではなくて、一定の金額を超えたときには嫌なのですけれども、行政が強制的な法的手段に訴えてでもやらないと集まらないというのは残念なのですが、そういうことも出てきましたので、それは一定の状況を確認させていただいて、やらなければならないものはやると。ただ、そのときに金額もそれで本当に生活が苦しい人の場合と払える力があるにもかかわらず払わないとか、役所の職員の面接にも応じないという部分については、払う意思が悪意でないのだということの判断をさせてもらって、裁判に訴えるか訴えないかということも含めて検討はしたいと思っています。必ずしも機械的に一律で金額が多だけでやるというよりは、その人の対応も見ながら、支払いの能力も納税担当が総合的な判断をやっておりますので、その辺を見て、あるときには法的手段に訴えることも含めて対応したいと思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのようにお願いしたいと思います。

そこで次に、先ほど申し上げましたように不公平感がある。本当に私もそうなのです。これをな

ぜ申し上げるかといいますと、前日私のところにお年寄りが2人遊びに来ていただきました。その人が年金生活で、2人合わせて10万円ちょっとのお金だったと。貯金通帳持ってきたのですけれども、見せてくれました。これで家賃も払う。介護保険料は天引きで取られてしまうのだよと。残ったお金はこれだけだと。私ども病院に2人で通って月に1万円ぐらいかかりますよとか、いろいろ説明してくれました。そして、残った金が2万6,000ぐらいの金だったのです。これでも私は税金は未納しないで全部払っていますよと言っていました。そうしたら、2万6,000円ぐらいだったら1日の生活費が800円です。それでできるのですかと尋ねたら、私どもは仕事していないし、お金もないから、1日2食しか食べていませんと。2回なのですよと言っていました。それでもその人たちは未収を起こさないで支払いしています。そのお年寄りの人の言い分では、隣の人なんか毎日車で出かけているのだよと。それで、私は払っていないと自慢そうに言っているよと。あんなのいいのなんて言われました。そういう話を聞いたなら、本当に不公平感という、その差が大きいなど。そんなことも踏まえて、その年寄りの人たち、本当に年寄りの人はまじめに払ってくれていると思うのですが、そういう人たちのためにもそれをやはり減らしていく、その辺努力していただきたいと、このように思います。

それから、指定金融機関の中で市が北星信用金庫と道北なよろ農業協同組合の税金の収納ありますよね。仮に道北なよろ農協以外の組合員さんがいるのですが、その人たちは農協経由でお金を払うとき払えないと思うのですが、口座引き落としとできないのですが、その辺の対応はどのようになっているかお知らせください。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員、もう一度具体的にちょっとお願いいたします。

○21番（谷内 司議員） ですから、早く言ったら道北なよろ農協が指定金融機関になって払っ

ている。組勘引き落としとできるのです。道北なよろ農協以外の組合員がいるのです。その人は、その農協の中でエリアが違うから引き落としはできませんよね。そこの関係ない農協ですから、名寄市以外の農協だったら引き落としとできません。そうしたら、引き落としとできないということ、前回申し上げたと。私自身がいろんな情報があったものですから、教えたと思うのですが、そういう人は引き落としとできないのです。その人は、現金で払えばいいのですけれども、現金は持って歩けないと。だから、農協経由の中で引き落としとさせてくれと。そのような手続をお願いしたのですけれどもと言っていましたけれども、その手続ができているのかできていないのか、それをお聞きしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 市内には、指定金融機関が北星信金さんなので、それと収納代理店契約ということで結んでいる部分ありますので、農協からできるかどうかは私今確認してみないとわからないのですけれども、ちょっと確認させていただいて、通常であれば指定金融機関と収納代理店契約を結んでいるとできるのですけれども、農協に口座をお持ちになっていて引き去りができないということであれば実態を確認させていただいて、予算委員会でもた答弁させていただいてよろしければ、そういうふうにさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わからないというのは、ちょっと私もあれなのだけれども、前回1月だったですか、小室副市長にそのことを、私のほうそういう相談があったものですから、来たのは、その人いわく、私は会ったのですけれども、それは農協で引き落とししてくれるのならいいですよと。でも、そのお金をわざわざ持って私は行きませんと、こうですから。暇ない。だから、そのようにしてほしいのだと。それを言ったのだけれど

も、それを何もしてくれないで催促のはがきが3回来たよと。こんなのは私は払いませんよと、そういう話を聞かされたから、小室副市長を通じて、こういう人がこう言っていますと。だから、それなりの話し合いをしてくださいということで情報として提供したのですが、それに対していただいてきたともいただいてこないとも私自身のところには連絡はなかったのですが、その人本人に言ったら、前回市役所の人間が来て、こうだからということを知っていたから、あなたの顔もつぶせぬから私全額払ったぞと、そういう話だと。でも、これは入っていたけれども、その人の農協の口座から引き落としをさせてくれと。それだったら、組勘引き落としができるよと。でも、それは名寄市以外の農協ですから、その組勘口座から引き落としはできないということでできなくて、今回のそんな事件があったのだと。ですから、その人以外にもまだいるそうですが、そういう人たちのためには道北なよろ、北星信金以外にでも組合員がそこに口座があるならば、そこへ行ってそこから農協からの引き落としでちゃんもらえるような形を手段をとるべきだと、そんなことを思ってお聞きしたのですが、それはそれなりに調べて予算委員会のときでも御返答をいただければありがたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 個別の案件でありましたので、大変申しわけないのですが、具体的なことをちょっと後で聞かさせていただきましてお答えさせていただきたいと思っています。基本的には、指定金融機関があって、収納代理店があって、それからゆうちょ銀行も含めてすべて取り扱える形の仕組みになっているというふうに理解するものですから、今谷内議員おっしゃるようなことについては具体の事例としてちょっと確認させてもらって答弁させていただきます。よろしくをお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） その辺はよろしくお願ひいたしたいと思います。

最後になろうかと思うのですが、職員5名が納税に対しての仕事をしているということなのですが、前日報道、テレビだったと思うのですが、見たときに、北海道も道税の未収が200億円ありますよということが報道されていました。その中でそれをどのような解決方法かというのを聞いていたときに、道の職員を1人ずつ各市町村に出向してそれに努めたいと。全部の市町村に行くか行かないか、それはわかりませんが、そんなことを報道で聞きました。本当に200億円というと、名寄市の1年間の一般財源と同じぐらいの金額です。それがあって大変だから、それぐらいしたいということは報道されていたのですが、それによって名寄市も多分私の推察でいくとお金を払っていない件数は1,200件以上あるだろうと私は推察しています。そうすると、2カ月に1回ずつの収納が来ますよね。5名の人とその2カ月間に1,200件以上ある戸数を回って、それなりの話し合いができていかなど。ちょっと不可能かなと思うのです。もしそれが本当に不可能ならば、それに対してやはりもう少し人間をふやすなり、何かをしてその対応に当たったらいいのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 過去道のほうから徴収率が下がったときに応援いただいたこともありまして、そのときに一番助かったのは道の持っている徴収に対する手段というか、ノウハウが一番大きかったと思っています。職員の関係につきましては、今行財政改革の中でスリム化をしていますが、今後3年間の計画の中では納税係については現状維持で、減員する予定は考えておりませんが、谷内議員おっしゃるのは本来的には人も余り金かけないで税金をいっぱいちゃんとうまく集めてこいというのが筋だと思いますので、職員の

スキルアップも含めて一生懸命頑張ろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） これで終わらせていただきたいけれども、本当に島市長の執行方針にありました基金を頼らないでこれからのまちづくりをしていかなければいけない、私もそう思います。それをすることによって子や孫にそのツケを回すようなことがないように、その基金を頼らずやる。やっていくために職員一丸となってそれを目的達成のために努力していただきたいと思いません。

以上で終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

農業、農村振興施策について外1件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

大きな項目の1点目、農業、農村振興施策について。昨年は、当初から原油先物相場が急騰し、その影響で石油製品や穀物価格が大幅に上昇し、資材価格も軒並みに高騰したところでございます。その戦後最大の農政改革と言われた品目横断的経営安定対策、制度上批判を受けて水田・畑作経営所得安定対策と名称を変更しながら、一部にとどまっている。農家にとっては、所得低下を招く制度となっており、抜本的な政策転換をしなければさらなる農業の衰退が懸念されると思っております。農家の方々の自助努力も限界に達しており、今後の基幹産業である農業をしっかりと見詰め、単独助成も踏まえていかなければならないと思っております。

そこで、1点目、平成21年度米の数量配分と産地確立対策について質問いたします。昨年は、この地域米は大豊作ということで、皆さん方も喜んでいただいておりますけれども、米政策につ

いては国で食料自給力、そして自給率の向上から生産調整の是非について論議されている中で、21年産米の配分の状況と産地確立対策等の内容、また新しい施策について伺いをいたしたいと思っております。

2点目に、農業生産資材等の高騰対策についてでございます。昨年は、冒頭申し上げましたが、石油製品、肥料、飼料を初め各種生産資材が高騰し、経営が圧迫され、国、道を初め市、農業団体がそれぞれ対策を設けたが、当市における取り組みと事業内容、具体的な支援の金額等についてお知らせを願いたいと思っております。

3点目に、名寄産業高校における農業学科の応募状況及び名寄農業高校の農場等の有効活用について質問させていただきます。名寄農業高校は、今年度から産業高校としてスタートいたしました。酪農科学科は1間口となりまして、ことしの応募状況と来年度以降の見通しについて伺いたいと思っております。また、これまで名寄農業高校の有効活用について要望していると聞いておりますけれども、それらの状況についてもお知らせを願いたいと思っております。

大きな2点目、名寄市の林業振興施策について。以前から森林、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、加えて木材価格低迷、林業労働者の高齢化など長期にわたる山づくりだけに現在意欲が低下傾向にあるのは確かと認識しております。しかし、次の世代に森林を引き継いでいくためにも森林に対するすばらしさを再度認識する必要があると思っております。

そこで、1点目、名寄市森林施業計画に基づく進捗状況について。森林は、二酸化炭素の吸収により水源の涵養機能、生態系等の保全が叫ばれている中、道、名寄市の役割が分担で計画を作成しておりますけれども、名寄市として計画どおり進捗しているのか、また市有林の山林面積をお知らせを願いたいと思っております。

2点目に、公益的機能を発揮する森づくりの考

え方についてお願い申し上げたいと思います。森林づくりを通して地球温暖化防止に貢献し、森林の持つ多様な公益的機能の維持、増進のため、人工林の間伐、無立木地への植林、所有者に対する新たな助成対策の考え方はあるのか、お知らせを願いたいと思います。

3点目、木質バイオマスエネルギー利用促進についてであります。2002年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法が一部改正されまして、再生可能な資源活用、いわゆる熱源対策で、名寄市として今まで研究、実施に向けての対応、対策を講じてきた経緯があるのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

4点目に、緊急雇用対策の対応と対策についてでございます。厳しい雇用条件の中で、林業、林産業の取り組みについてお知らせを願いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたってお尋ねをいただきました。1点目の（1）、（2）及び2点目につきましては私のほうから、1点目の（3）につきましては教育部長からの答えとなりますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思っております。

初めに、21年産米の数量配分と産地確立対策についてお尋ねをいただきました。平成21年産米の配分につきましては、北海道において平成19年産から導入されました新たな需給調整システムのもと売れる米づくりに向けた産地の努力を評価する算定方式に基づき配分を受けたところでございます。北海道への配分が1.13%増加したことに伴い、当市への配分はモチ米につきましては需給環境が大幅に緩和いたしましたことから、過去2カ年間実施した10%の自主削減は終了いたしました。平成20年度に比べ主食用米面積は270ヘクタール増の2,341ヘクタール、数量で

は1,329トン増の1万1,858トンの配分を受けたところでございます。ウルチ米につきましては、北海道ガイドラインの見直しによりましてワンランクアップのツーランクということになりました。平成20年度に比べ主食用面積3ヘクタールの増で424ヘクタール、数量で申し上げますと5トン増の2,110トンと若干増となったところでございます。

産地づくり対策につきましては、既存産地の取り組みを継続するとともに、自給率、自給力向上に向けた効果が高まるように見直しを行いまして、水田等の有効活用による食料自給力向上対策として新たに平成21年度から23年度までの対策となり、1つ目にはこれまでの産地づくり交付金の継続事業として産地確立交付金事業、2つ目として新しく自給力、自給率向上の取り組み、例えば転作拡大及び不作付地に大豆、小麦等の作付をする、こういったものに対する支援に水田等有効活用促進交付金事業を創設いたしました。3つ目には、国の第2次補正予算によりますところの平成20年産の主食用水稲作付面積に応じ10アール当たり3,000円を交付する水田フル活用推進交付金事業などが盛り込まれております。これらの事業を有効活用し、産地づくりや食料自給率の向上により農業経営の安定に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、農業生産資材の高騰に対する考え方についてお尋ねをいただきました。昨年は、世界経済や人口などの構造的な問題から、燃油、肥料など農業生産資材価格は過去に例を見ない水準まで高騰し、軽油やガソリンなどの燃油価格につきましては新興国におきますところの需要の拡大や先物市場における投機資金の流入、世情不安な中東情勢を背景といたしまして原油価格が大幅に増加したところでした。肥料価格につきましても世界的な穀物増産に伴う肥料需要増大や原料輸入国の輸出規制等による原油、燃料価格の上昇により大幅に上昇し、農業経営に大きな打撃を与えたところで

ございます。国、道では、平成21年の営農に向けた再生産対策といたしまして、平成20年の補正予算で対応すべく国費事業の肥料・燃油等価格高騰対応緊急対策事業、これは高騰分の7割を補てんするものでございますが、これを実施するというように決定されました。当市の申請状況でございますけれども、肥料の申請者は614戸、補助金で申し上げますと2億5,954万円、燃油の申請者につきましては3戸、17万円を申請したところでございます。さらに、本事業に係る北海道の上乗せ補助につきましては補助金ベースで979万円となっており、これら価格高騰に係ります総額の補助金は2億6,950万円を申請したところでございます。ですが、燃油価格につきましては事業採択はされましたけれども、燃油価格が下がっている状況の中で価格動向を踏まえ、当面見合わせるものとしてございます。また、市単独事業での土壌分析推進事業、これは農業振興センターの土壌分析費用を一定程度補助するものでございますが、1点当たり500円を補助するものです、につきましては、JAと連携して土壌分析に基づきます適正な施肥設計により肥料コストの低減を図るもので、今年度は個数で387戸、2,535点となっております。通常年の4倍ほどの申請があるというふうにとめております。市の補助金ベースでは、63万3,750円の実績となります。本事業は3年間の継続事業とすることとしておりまして、関係機関連携して肥料コストの低減に向けた指導に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、名寄市の森林整備計画に基づく進捗状況についてお尋ねをいただきました。森林整備計画の基本方針は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた森林施業の実施や保全の確保によりまして、健全な森林資源の維持、造成を推進するとなっております、名寄市では平成20年から平成30年の10カ年における目標を定めているところでございます。

内容といたしましては、1つには伐採、造林、保育、その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、2つ目には立木の伐採に関する事項、3つ目には造林に関する事項、4つ目には間伐を実施する標準的な林齢、方法、保育に関する事業などです。現在の名寄市の状況は、林業、林産業の不況から、必ずしも計画どおりに進んでいないのが実情でございます。

次に、市有林の林相でございますけれども、人工林では1,484ヘクタール、天然林では827ヘクタール、無立木地170ヘクタール、合わせて2,481ヘクタールとなっております。人工林の樹種別では、大別をいたしますとカラマツで128ヘクタール、トドマツ、エゾマツ合わせまして1,309ヘクタール、その他が47ヘクタールとなっております。

次に、公益的機能を発揮する森林づくりの考え方についてお尋ねをいただきました。現在国が実施いたします造林事業に対する補助制度は多種多様ですが、代表的な制度について幾つか申し上げますと、植林、間伐、枝打ちなどを実施する事業では林齢等制限はありますけれども、基本的には補助は国が68%、山林所有者が32%となっており、山林所有者が造林を行う場合には北海道、名寄市が上積み助成として山林所有者分の32%のうち道が16%、市が10%助成しております、実質山林所有者は6%の負担というふうに理解をしております。また、間伐事業に対しましては、平成19年度までは道単独事業として国の補助制度から外れた林齢の間伐に対して助成がございませんでした。しかし、平成20年度以降は道の制度が打ち切られたことから、名寄市独自の間伐助成といたしまして、出材ヘクタール当たり1万円、現地で切り捨て、これにつきましてはヘクタール当たり8,000円の助成を行っているところであります。

次に、バイオマスエネルギー利用促進についてお尋ねをいただきました。京都議定書によります

二酸化炭素排出量の削減目標は、平成20年から24年の間に基準年より6%削減が義務づけられておりまして、その6%のうち3.7%を森林整備で賄う予定ということになってございます。そのために植林や間伐は予算措置も含めて増大化していて、その中で排出されます樹皮、端材なども同時に増加しております。その処理が求められているところでございます。木は、成長段階で二酸化炭素を吸収することから、燃やしたときに発生する二酸化炭素と相殺されまして、排出量にカウントはされません。それらのことから、林業、林産業で発生する樹皮や端材を利活用したペレットストーブ、熱供給ボイラーが開発されてまいりました。近隣では、下川町の五味温泉が熱供給施設の補助としてその一部をバイオマスエネルギーとして利用しておりますけれども、名寄市における木質バイオマスエネルギーに関しての研究、検討にまでは至っておりません。

なお、上川北部森林組合や北森協同組合から排出される樹皮等につきましては、全量畜産農家と提携し、牛舎の敷き料、パーク堆肥の原料として利用されているところでございます。

次に、緊急雇用対策の対応と対策についてお尋ねをいただきました。雇用情勢が悪化する中で、国は平成20年度第2次補正予算の中で緊急雇用対策を盛り込みました。国が都道府県に対しまして一定額を交付し、都道府県はその交付された金額を基金といたしまして各市町村が行う緊急雇用対策に補助する制度でございます。名寄市では、産業振興課が窓口となりまして北海道に事業申請を行っているところでありますが、国の制度は緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別対策事業との2つから成り、平成20年度から22年度までの3カ年となっております。緊急雇用創出事業は雇用期間が6カ月未満、ふるさと雇用再生特別対策事業は雇用期間が原則1年以内で、事業費に占める人件費の割合が8割以上かつ新規雇用の失業者の割合が4分の3以上、また事業費に占める

人件費の割合が7割以上かつ新規雇用の失業者の割合が85%以上となっております。林業関係でできる仕事は、人力が主体となる枝打ちや作業道の簡易な補修が考えられますけれども、市有林では森林組合に維持管理を委託していることなどからも今回は見送っております。しかしながら、100%の補助ということもありますものですから、雪解けを待って調査をいたしまして、可能性を探り、取り組んでいけるものは取り組んでいきたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の1の（3）についてお答えをいたします。

名寄産業高校における農業学科の応募状況及び名寄農業高校の農場等の有効活用についてお尋ねがありました。道教委が発表した名寄産業高校の再出願後の出願状況では、各学科募集人員40名に対し酪農科学科は推薦入学者5名、一般出願5名の計10名、電子機械科は推薦入学者2名、一般出願27名の計29名、建築システム科は推薦入学者ゼロ、一般出願10名の計10、生活文化科は推薦入学者5名、一般出願28名の計33名となっており、全体では募集人員160名に対し推薦入学者12名、一般出願70名の計82名となっております。特に酪農科学科及び建築システム科の出願状況が振るわなかったことについて、教育委員会としても危機感を持っているところでございます。道教委の公立高等学校配置計画による中学校卒業生数の将来推計では、平成21年度の上川北学区内中卒者数は555名で、平成20年と比較して115名の減少となっております。平成22年では604名と前年比49名の増となりますが、今後も減少が続いていくものと推測されます。

名寄産業高校は、4学科から成る学科集合型の専門校であり、酪農科学科は名寄農業高校で整備されてきた産業教育施設や実習地を産業キャンパ

スとして活用し、道北地域における農業の担い手としての実践的な知識や技術を身につけた人材の育成を図ることとしております。また、名寄農業高校の再編、統合に際して、名寄市、名寄市教育委員会では新設校に道北地域の新規就農者や農業者の研修機会の確保による定着化と生産技術の向上など地域農業の振興を図るために民間農業後継者育成機能をあわせ持つよう知事部局、道教委、名寄市、学校関係者の4者による農業担い手育成に向けたプロジェクトチームを立ち上げていくようこの間要望してまいりました。名寄農業高校の農場の有効活用については、去る3月5日に上川農業改良普及センター、道北なよろ農業協同組合、名寄農業高校同窓会など関係機関等による名寄農業高校の農場施設設備の利活用に係る懇談会が開催され、利活用に係る展望などについて意見交換を行ってきたところであります。今後もこの懇談会の開催継続と4者によるプロジェクトチームの設置について引き続き要望してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今答弁をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っておりますけれども、順番が前後いたしますけれども、お許しを願いたいと思っております。

まず、森林整備の関係でございまして、これは道と名寄市が山づくりの上で、これはもう基本的に必要でありまして、今10カ年のだと思っておりますけれども、その計画が前期、後期の中でもうまく進捗していないと。それで、多分変更などは十二分にやられていると思っておりますけれども、市有林の総体面積が2,481ヘクタールだということで今伺いましたけれども、そこで木の成長に支障を来している、いわゆる上木、天然林等です。その天然木の上木の整理の実施の考え方があるのかどうか、まずちょっとお聞きしたいなと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 市有林を管理する段階で、過去に天然木がございまして、その木の成長がすこぶるよろしいというようなことで、それを避けた形の中であいている部分に植林をしたというような、そういった林相の山づくりをしてきた過去の経過がございました。それが伸びてしまって、下のほうの新たに植林した木に障害が出てきているなというようなことが現在幾つか見受けられますので、これらにつきましては次の植えたその木が育つような環境をつくらなければというふうに思っておりますが、ただ一概にはすぐに天然林を切ってしまうということではなしに、しっかりとお互いに共生できるのか、成長できるのか、そこら辺の部分を森林組合と十分相談しながら、今後取り組んでいかなければならないなど、そんな思いをしております。今後またそんな進め方をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今答弁をいただきました。植林をした部分で、上木があるために被圧された状況の中でいつまでたっても、トドマツだとかアカエゾ、カラマツも市の山にはありますけれども、その辺のためにも被圧される関係も含めて、やはりもう上木は切る時期に来ているのかなと。ただし、私も森林組合にいた関係もありまして、やはりその中には名木と言われるセンですとかイタヤなども本当にいいのがございます。しかしながら、シラカバ等などはもうかなりあれは傷む率が多いわけですから、それと曲がっている部分は、今現在曲がっているものはいつまでたっても、もうパルプとする状況で、価値観のないものですから、その辺のやっぱりしっかりと認識してやっていかなければならないのかなと思っております。また、やるに当たってこれも年次計画含めてやっていかなければならないのと森林組合がある程度事業内容を含めて知っているわけですから、その辺の調査含めて何でもかんでも切れというのでは

なくて、やっぱり価値観のあるものは残すと。その辺の調査なども真剣にやらなければならないと思っております。

それで、サンルダムですとか、そういう関係、今かなり予算もつきまして、水源涵養機能を含めてやるべきところは、私も確認しているところでは中名寄の旧線、あそこのところは保安林事業も含めて植林をしたわけですが、保安林も含めて、なかなか予算措置も含めてないということで、それで行政として、特に名寄市さんと調査をしてやってもいいのですよという、ちょっとお聞きしましたので、やはり水源涵養環境も水取り口も助成もありますから、あの辺から手がけていったほうがいいのかと思っておりますけれども、その辺の考え方があればお知らせ願いたいと思いません。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 土地カンが余りないものですから、失礼なお答えになるかと思っておりますけれども、基本的に風連の中でも水源涵養保安林多くございます。そんな中では水源を涵養するという機能、山の機能というのは大事だというふうに思っておりますし、望湖台自然公園がその一つでもございます。そんなことでは、しっかりと守っていかなければならないですし、ただ単に経済林という考え方ではなしに、やっぱり生活をしていく大事な山なのだというようなことですので、山の果たす役割、こういったものをしっかりと認識しなければならないですし、これからの方にも広く訴えて理解を求めていくことが必要だと思っております。今お話ありましたように、初めて聞かせてもらいましたけれども、また連携をとりながら、しかるべき事業が施業がとれるのかどうか、話を進めていきたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 当然立木を、天然林や何かの被圧されたものを切るわけですから、その

時点の価格の面だとか、いろいろあると思うのです。ですから、その辺も勘案しながら、けれどもも価格が上がっていないからと切らない、整理をしないというのは、その辺も一回調査すれば価格などはわかってくるわけですから、そして事業費もかかるわけですから、事業費と価格を設定して、委託させたところに返ってくれば当然やるかやらないのかということですから、私はぜひこれをもう早急にやらなければならないなと思っておりますから、その辺は森林組合等と委託されたところでやっぱり慎重にやっていただければいいのかなと思っております。

次に、この機会ですので、2点目に市有林の立木の評価額、現在幾らになっているか、ちょっとお知らせ願いたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 市有林についてのお尋ねですが、今市有林の面積は先ほど言いましたように2,481ヘクタールでございますが、それらの販売の例で申し上げますとやっぱりヘクタール当たり1万円から5万円というふうに開きが大変ございます。木材につきましては、今総じて横ばいというような、そんな考え方が主流でございます。ただ、外材からも多く入ってきておりますものですから、そんなことからどういうふうに変化するか、まことに微妙な市況をたどっているわけでございます。そんなことからすると、販売事例といたしましてはヘクタール当たり1万円から5万円程度というふう聞いております。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か歯切れが悪いというか、今ヘクタール1万円とか5万円とかと言っていますけれども、これは樹種によって全然違うと私は思っております。天然林の評価、また人工林、トドマツ、カラマツ等々もやっぱり金額含めてこれはもう一概には言えないわけです、ヘクタ

ール何ぼでは。これは、標準値とったり、それから何年から何年まではどれぐらいだとか、そういういろいろな方法もあると私は思うのです。ですけれども、全面積はやって、そして確実なものに出せということでも、私はそうも考えていませんけれども、やっぱり一定の方向は出さなければならぬのでないかなと思っております。

そこで、これは市有林は市民との共有財産ということもありまして、これはやっぱり一定程度先ほど言いましたように出さなければだめだと私は思っています。それと、これは評価も今まで余りしていないようですけれども、情報公開なども含めて市民の皆さんから、事業なども一生懸命税金を使ってやっているわけですから、もし情報公開を求められたときに拒否することもできるかもしれませんが、ちょっとわかりません、どうのこうのという話には、私はその辺観点からいってもはっきりとした対応も含めてやはり基本線というのはつくっておかなければならぬのかなと思っておりますけれども、その辺の状況を踏まえてどうでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 毎年決算の調書の中で財産に関する調書ということで、市有林の面積の関係について報告させてもらっています。それと、同じ議会の中で推定蓄積量ということで、それらについても求められまして、過去出したことがあります。これは、単に面積だけでなく、面積以外に樹種の関係とか林齢とか、それから無立木地の関係もありますので、どの程度の財産価値があるかということをお聞きいただき、そのときから立木の推定蓄積量というものを出示しておりますけれども、今議員おっしゃったような評価額の関係については施業計画の出ているコンピューター化されたものの中ではなかなか出ない状況になっておりますので、他市の状況も含めて今これだけ厳しい財政状況の中で、ちょっと調べてみましたら、19年度の決算で立木売り払いで1,23

4万円程度、学校林の売り払いで370万円程度出ていますので、1,600万円程度の貴重な財源が19年度決算で入っておりますので、今のデータ処理上では難しいかもしれませんが、御提言ありました方法で、それだけの財産価値をどの程度と見るかについてはちょっと内部で検討してみたいというふうに思っております。よろしくお聞きしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 求められたときにやっぱり基本的根拠がなかったらということで、ぜひその辺も早急に対応していただきたいと思っております。

続きまして、公益的機能を発揮する森づくりの関係でございますけれども、民有林振興に関しては市の単独助成、先ほど出材が1万円、切り捨てが8,000円ということで、本当に長年、前からこれはいただいておりまして、まだ上積みにはなっていない経緯でございますけれども、しかしながら今森林所有者も含めて枝打ち対策、いわゆるこの辺は雪が多いわけですから、ひん曲がりが多いということで要望をかなり受けるわけですが、しかしながら国、林野庁を含めてある程度の一定の枝打ちの関係は面積的には来ているのだらうと思うのですが、しかし枝打ちやって製材にしたときに、製品にしたときに枝打ちやっているから単価が上がるとかなんとかという、そういうものでもないということなのだと思いますけれども、枝打ちもこれは下の力枝等も含めてあれを整理しなかったら、やっぱり曲がり度合い含めて多いわけの、これはもう私も確信しておりますので、その辺の一部の助成でもしていただければいいのかなと、こう思っておりますので、その辺も考え方があればちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの質問の中で、ちょっと私受けとめ方が間違っておりました。評価額というのは、土地の、山林の評価額、山というふうなお尋ねだったですね。私先ほど1万

円から5万円というのは、山の価格ですから、底地価格。

（「土地ですか」と呼ぶ者あり）

○**経済部長（手間本 剛君）** はい。というふうなことで、ちょっと受けとめ方が違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。申しあげましたように、評価額、立木、木に対する評価につきましては横ばいかなというふうなお話をいただいておりますが、また樹種によっても違いますし、それから買い取られる方々のねらい、そういったものも違いますから、一概には申しあげられませんが、いずれにしてもそういった状況で推移しているのかなど。横ばいだというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、今お話出ましたように市の単独事業として、先ほど言いましたように間伐で材を出された方、それからその場に現地にそのまま置いて切り捨ててきた方というふうなことで助成をさせていただいておりますが、除伐や枝打ちにつきましては助成はございません。ただ、今森林にかかわる状況といいますか、これは道のほうでも森林環境税というような話がここ一、二年前から出てきておりますし、まだ指示といいますか、そういったことが流れてきていませんけれども、そんな動きがある。それから、さらには国のほうが新たな地球環境ということも叫ばれているのでしょうか、特定間伐材の推進事業あるいは条件不利森林公的整備緊急特別対策事業、ちょっと長い言葉ですが、こういった言葉の中で事業を取り組む動きがあります。こんなことも注視しながら、またそういった除伐、枝打ち等につきましてはそういったものが取り込めるかどうか、それらについても十分注視しながら、所有者に周知あるいは連携をとって森林整備に心がけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○**副議長（熊谷吉正議員）** 植松議員。

○**2番（植松正一議員）** 今説明いただきましたけれども、先日17日に上川支庁で造林会議がありまして、そのときに市の担当者、また森林組合それぞれの方が行っているのですけれども、この中で当初さっき申しあげましたように前年対比の126%ぐらいの上積みだという、予算の関係です。ところが、この間その後森林組合等になったら、前年対比大体122%ぐらいかなというふうなことを言っていました。そして、採択基準はといいますと今回植林含めて枝打ち、それから切り捨て等々ある程度制限がないようなことも言っていましたので、その辺も含めてやっぱりこの際ですから所有者の枝打ちを十分にやりたいということも言っていますので、その辺もやっていただくことは所有者は最高いいわけですから、その辺のことも考えてやっていただきたいなと思っております。

続きまして、バイオマスの関係でございまして、この関係でちょっと質問させていただきたいと思っております。バイオマスの燃料供給の関係でございませぬけれども、私といたしましては余り研究も何もしていないという、何もというか、していないような状況でございまして、私も先日いわゆる今さっき出ました五味温泉のほうに行きました。それで、五味温泉の関係ですけれども、ここは行政より一歩下がった状態の中でクラスターの推進部というのを設けているのです。そこで、いろいろと研究等々をやっている機関で、当然町からも2人ぐらい出向していると。それとあと、内容などにはNPO含めていろいろな各種団体からこういう要請があれば推進室を立てていますから、そこを中心にして研究などをするということらしいのですけれども、その武田さんという方に会ってまいりました。それで、昨年燃料高騰などで公共施設の中で通年でエネルギー、燃料をたいているところの消費、いわゆるエネルギー消費しているところというのは燃料高騰で大変な状況でなかったかと思うのです。それで、この辺も含めて熱供給

施設の武田さんに会ってちょっと調べさせていただきました。この目的というのは、やはり間伐材や林地材の残材が多くありまして、木材加工等などで出た端材ですとかパークですとか木くず、チップなども化石燃料の代替エネルギーとして導入したのだと。これは、14年、15年で研究をしまして、そしてメーカーなどもお呼びしまして、そしてこれはいけるぞということで二酸化炭素吸収、削減のためにも入れるかということで入れたわけでございます。それで、あとその残りの灰など融雪剤に使っていると。そして、問題は事業費の関係でございまして、当時でこれ設計から建築工事、機械設備、電気工事等々で7,208万2,000円の事業費でございます。それが国から補助金で2分の1、半分です。そして、あとは過疎債でやられていると。ですから、本当にただみたいなものかどうか、それはありますけれども、そして経費削減として19年度で、18年も大体600万円ぐらいでしたか、そして去年が削減として500万円だと。そして、平成20年度は年度内なので、まだ根拠性は出てこないのですけれども、当然担当者は燃料上がっているわけですから、それなら1,000万円ぐらいいくのですかということをやったら、それまではちょっとあれですけども、やはりかなりの、前年の500万円以上はもう大体いっているのだと、後でまた新聞報道もしますけれどもということでした。ですから、やっぱり七、八百万円はいっているのではないのかなと私は思っております。

そういう現状からいきますと、この施設というのは当初は燃料も半分ぐらい助けていたのだそうですけれども、最近は通年、年間通して木質バイオマスを使用していると、こういう実態でございまして。そして、若干70%ぐらいの水分あったらいつも熱処理していますので、問題はないということですから、名寄市だっただけかなりの木くず含めて熱源のもの自体は十分にあるなと私は思っていますので、その辺も研究していないということ

ですけれども、今後やっぱりこういう施設なども検査して検証しながら、やはり取り入れていくべきだと。そして、今また下川さんのほうでも保育関係2カ所、そして今回こしは一の橋にあるのだと思うのですけれども、あけぼの園でもこの実績に基づいて、そして調査費をつけているということでございますので、やはりこれは地球環境を含めて、また皆さんでこういう投げると言ったらおかしいですけども、そういう端材ですとか何かを使って熱源にするわけですから、絶対これはいいことだと私は思って、それがまだ研究も何も名寄市はしていないと。ただ、この間風連の朝日のほうで、ペットボトルだとか、それから農業関係のビニールハウスの中で、あれは燃料づくりですから、それはそれで研究をしていただく。だけれども、今回の燃料を一生懸命たけるこのエネルギー環境は木質、これはそんなに材料だって高くないわけですから、チップにしたって立米2,000円前後ぐらいだという話も聞いていますから、多く使うところは研究をしないでなくてやっぱり前向きにやっていかなければならないと私は思っています。

それと、今見ていると思いますけれども、林野庁のほうでも今回木材利用化で森林・林業・木材産業づくり交付金ということで、これも国庫補助金2分の1です。それで、これ24年まであるわけですね。そして、この利用度が多いわけで、150基増加をしたと。そういう環境も含めてのだと思うのですけれども、これだけ今の木質含めて、環境含めてのこういう施策ですから、のらないというのもちょっと私は知れないわけですけども、メーカーなど、またこういうところ、やっているところを呼んでも金はかからないわけですから、やっぱり調査研究を実施すべきだと、そう思います。その辺のお考えはどうでしょうか。

○副議長(熊谷吉正議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 先ほどちょっとお話しさせてもらいましたように、森林、林業に対

する予算が例年から見るとついているということでお話をさせていただきました。そんな時期なものですから、ぜひとも1つでも2つでもこの地域の中で取り組めることがあればということでございますが、今お話ありましたように下川は木質バイオ、チップにしてそれをボイラー燃料にしているということでございますが、さらには柳の研究もされているというようなことでございます。私どものほうは、ちょっと毛色が違うと言ったらあれなのでしょうけれども、通年雇用促進協議会、こういったものを立ち上げさせていただいて、今1年半ぐらいたちます。この中で中川から名寄までの各自治体の関係者、さらには商工会の関係者の方々もお集まりいただいて組織しているのですが、その中ではこの地域はやっぱり資源を生かすということでどうだというようなお話で、ペレットというようなお話が話題として出ました。協議会の中での事業計画の中に織り込みまして、先進地としては足寄あるいは当別、向こうのほうの石狩管内、そっち側のほうも先駆的にやっているのですけれども、それらにつきましてもこちらはぜひそういった廃材含めて有効利用できないかというようなことでの研究、研さんも今させていただいております。そんなこともつながりを持ちながら、また名寄も多くの森林を抱えているわけですし、隣に下川もあるわけですから、そちらのほうとも連携をしながら、ぜひ実を結ぶ方向に努力をしていきたいなということで、決して努力をしないということではございませんので、機会あれば情報をきちっとキャッチしながら、取り組めるものは取り組んでいきたいなと、こんな思いをしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） ぜひ研究とかともう五味温泉あたり実績あるわけですから、その辺もお願いしたいなと思っております。

それから、緊急雇用の関係ですけれども、これ

は今のアメリカの大手証券関係の破綻などで木材関係、特に風連のほうで協同組合で今こん包材を生産してまして、12月までは12名の職員が残業をしてフル稼働していたと。ところが、2月ぐらいになってきますと輸出の関係もあるのだろうと思うのですけれども、ほとんど注文、受注関係が入ってこない。その関係でハローワークのほうで助成制度を取り入れながら、今やっているわけです。そこで、3月の稼働状況をこの間聞いてみますと、6日、そして18日は自宅待機、今そういうような状況でしていると。そして、基本給含めて、私は基本給のパーセントは知っていますが、今申し上げませんが、パーセントの減にしても養っているというか、そういう作業員の確保をしているのだと。そういうような形で厳しい状況だと思っていて、大変だなと。また、このままいくと今のところまだ見通しがわからないわけですから、当然最悪のことも考えておかなければならないのかなと。そして、この会社は森林組合のトップと組合長が両方やっていますから、かなり不安もあるのでないかなと思っております。

それで、先ほど枝打ちなども言っているというのは、この緊急雇用で去年まではやっていただけて、ことは森林組合に別な仕事を、もう何か切れたみたいだから、今回は道のほうに申請しないのかなんとかではなくて、それでも森林組合を含めて要請があれば、これは100%の助成ということで先ほど言っていましたので、やっぱりそういうもしできればその辺も含めて申請をさせていただいて、そして使っていただきたい、こう思っていますけれども、簡単にちょっとお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほど2次補正の緊急雇用の分で、市のほうでは今現在前段申し上げました緊急雇用創出事業では産業振興課と都市整備課で2本上げさせていただいて、それからふるさと雇用再生特別対策事業につきましては農務課のほうで1本上げさせていただいて、もう一つ、

1本予定していたのですけれども、今こういった冬時期なものですから、なかなか現地にも赴けないというようなことがありまして、決して取り組まないということではございませんで、これ繰り越し事業でもありますから、ぜひとも雪解けを待って、先般森林組合の組合長ともお会いしまして、何とか事業化に向けて双方で力を合わせてつくろうというお話をいただいておりますから、私どものほうと、それから森林組合のほうと御相談しながら、ぜひ事業組み立てできるような方向で取り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 後で市長にもちょっと別な角度でお願いしたい経緯もありますので、次に移りますけれども、今の学校の関係でございませぬけれども、今回の産業高校ですか、その関係では教育長、本当に御尽力いただいて、私も名農出身ですから、存続をさせていただきまして、お礼を申し上げたいと思っているわけですけれども、しかしながらきのうですか、合格発表があったと思うのですけれども、4学科の学科集合型の専門学校としてスタートして、募集人員160名のところ82名ということでございましたよね。それで、酪農科学科が10名、建築システムが10名の状況で、教育委員会としては危機感を持っていると。よもやこんな状況になるとは私も思っておりませんでした。しかしながら、結果は結果でございませぬので、この名寄産業高校の出願状況に対する教育委員会としての今後の考え方、また当然道教育委員会とも、今後の対策です、その辺もやはり詰めるところは詰めなければならないのかなと。その辺を伺いたいのと、それから農場の関係ですけれども、きのうでしたか、代表質問、中野議員も申してございました。これから一定のプロジェクトを立ち上げてやっていくということですから、これはよろしいのですけれども、今後の考え方ちょっとお知らせ願いたいと思っております。簡単

をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） ただいま名寄産業高校の出願状況と、それから今後の方向と申しますか、それらについて質問がございました。出願状況については、今年度上川北学区の卒業者が555名ということで、非常に少ないということでありませぬ。来年度につきましては604名ということで、49名ふえるということでありませぬから、次年度その辺の部分についてはもう少し状況は変わってくるのかなというふうに思っております。

それと、今後の産業高校の考え方ということなのですけれども、これまで名寄光凌高校の特色、学科の開放と申しますか、地域に開放した学校づくりやっていますし、名寄農業高校もそういったような形での取り組みを行っているということでありませぬ。名寄産業高校については、総合学科ということで4つの科があるわけですけれども、これらについて今後この学科が特色を生かしたそうした連携を持っていくといったようなことをやはり訴えていかないと、初めての学校でありますから、それらの特色を十分出して、子供たちにも魅力のある学校だということをしていかないと非常に難しさが残るのかなというふうに思っておりますので、今後はそういった部分を子供たちにPRをしながらということ、関係者ともそうしたことでのつながりといひませぬか、考えていきたいなというふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） しっかりと協議して、今度の議会のときにも報告できるように願ひします。

ところで、農業関係の2つ、燃料高騰の含めてですけれども、これは国会絡みである程度予算措置も含めてなりましたけれども、またどう変わるかもわからない。あるかもしれませぬので、今度また予算委員会などでも願ひをしたいなと思ひしています。

それで、市長にちょっとお願い含めて求めたいことがあります。市長は、名寄地区林業経営協議会の下川含めて申川までですか、会長をやられているということで、それで今まで民有林の振興含めていろんな面に対応、対策をしていただいているのも私も認めているわけでございますけれども、今回先ほど申し上げましたように水源機能含めて、今度風連のほうにも水道を含めて供給するという観点からいきますと、厳しいながらもやはり林業の施策というのは長いスパンなだけに、対応は多種があるわけですから、その辺の状況なども、また単独補助も含めて今後名寄市の山づくり含めてどういう方向に持っていくのか、できたら簡単でもよろしいですから、お願い申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 林業振興にかかわっては、上川北部の市町村の中では振興協議会の役員を持ち回るということでやっておりまして、士別、名寄、下川と3つの自治体が職員の配置状況も含めて責任分担をしながらやっているという状況にあります。環境問題がこのように関心が高くなってきて、しかもCO₂の吸収を民に依存するのが日本の場合は非常に高いと、こういうことでありますから、従来は経済的な側面だけで山づくりということが述べられてきた部分が多かったわけですが、環境ということでは国も、あるいは北海道もそういう方向にありますし、私どもも地域の環境保全というのは他人任せということではなくて、やはり自治体、自治体が民有林の所有者を含めてしっかりと取り組んでいかねばならぬ問題だと、こんなふうに思っております。北海道も新しい環境税と申しましょうか、この提案をしようとしております。ただ、タイミングがきちっとタイムリーでないということもあって延びているのかもしれませんが、私もかつて何年間か北海道の林業振興審議会の委員もさせていただいて、やはり山を持っている自治体だけが頑張るということでは環境ということにはなかなか手が伸びてい

かないと。すべての道民、あるいは国民というふうに申し上げたほうがいいのかもしれませんが、そういう財源捻出ということを起こすことで一層この森林の保全も含めて力が入ってくるかなと、こんなふうに思っておりますので、そういう気持ちでこれからも当たっていきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

13時まで休憩します。

休憩 午前 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の中小企業振興について外1件を、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長の指名をいただきましたので、名寄市中小企業の振興について質問をさせていただきます。

商工会議所と商工会の並存についてであります。まず、第1点目には、合併により同一行政区内に経営指導や商工業振興を担う組織として、名寄地区には商工会議所、風連地区には商工会があります。40年以上にわたる歴史的な経過のもとに組織、制度面、運営面、財政面などに大きな相違がありまして、市町村合併が行われた地方自治体でありまして引き続き存続しているのが地域の実態であります。平成20年4月現在で、全国1,905の商工会のうち633が商工会議所との並存ということになっていることから、両団体が相互の歴史の中で養われましたノウハウや強みを提供し合い、補完することで、新名寄市の中小、小規模零細企業の立場を尊重した協力体制を築いていくことが大切であるというふうに考えますが、行政としての御認識をお願い申し上げます。

2点目には、地域振興を担う商工会についてお尋ねをいたします。商工会は、商工会法に基づき

まして、主として小規模企業対策の根幹であります経営指導、経営改善普及事業の担い手といたしまして経営相談、税務記帳指導、金融指導などを行うなどさまざまな支援施策の実施主体となつてまいりました。その結果、地域イベントを初めとした人と人のつながりを生かした地域コミュニティーへの活力維持に貢献してきたという歴史的な役割は、合併後の風連地区のまちづくりの中ですます期待されているというふうに考えますが、あわせて市の見解をお示しいただければというふうに思います。

次に、大きな項目の2番目に、名寄市立総合病院の改革プランについてお尋ねをいたします。この改革プランは、総務省から示されましたガイドラインに沿ったものでありますが、近年の多くの公立病院における医師、看護師不足による過重労働や都市部への偏在、さらには平成12年度以降ほぼ連続している診療報酬のマイナス改定などにより、本来公立病院が担うべき、いわゆる不採算部門を含めた地域医療の提供に支障を来している現状がございます。そんな中で名寄市立総合病院の医療圏における地方センター病院としての期待も大きなものがございます。このため引き続き第3次救急医療を頂点とする急性期医療の提供を主体とするとともに、民間では対応することが困難な小児救急、リハビリテーション及び難病などの高度特殊先駆的医療などの不採算部門を担当する役回りもこのプランの中でも積極的に取り組んでいくこととしております。

そこでまず、この改革プランについて3点について伺います。1つ目は、地方公営企業法の財務規定だけではなくて、組織及び身分取り扱いに関する規定を新たに適用して、いわゆる地方公営企業法の全部適用についての検討を進めていくということでございます。このことによる期待される効果と今後の課題についてどのように認識されているのかをまず伺いたいと思います。

2つ目は、新たな医療報酬制度であります診断

群分類包括評価、DPC制度というそうでございますが、これの導入を平成21年度からの移行をめどに予定をしているということですが、道内自治体病院の導入実績、さらにこの制度の導入における期待される効果と今後の課題についてどのようにお考えになっているかをお尋ねをしたいと思います。

3つ目には、医業費用の節減の一つとして、医療職給料表への切りかえについて検討を進めていくという方針が示されました。これについても切りかえによる期待される効果と今後の課題についてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま川村議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては病院事務部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、商工会議所と商工会の並存についてのお尋ねをいただきました。商工会議所、商工会の2つの組織の法律上の目的はほとんど同じでございます。商工会議所は商工会議所法、商工会は商工会法に基づき設立されたものでございます。ともに地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、商工業者によって組織された総合的な経済団体でございます。法律に基づく事業といたしましては、商工会議所は18項目、商工会は10項目となっております。異なる事業は原産地証明の発行や商事取引に関する仲介、あっせん、調停などの事業は商工会議所のみ規定されているものでございます。現行制度では両者の合併が認められておりません。市町村合併が進む中、商工会議所と商工会が合併するための法制度の改善要望の動きがございますが、市といたしましては今後も法に基づいた対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、地域貢献を担う商工会の役割についてお

尋ねをいただきました。商工会は、法律に基づきまして町村部に設置された公的団体で、地域の事業者が業種にかかわらず会員となってお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体でございます。地域振興策につきましては、名寄地区では各商店街振興組合が事業実施機関となり、事業やイベントに取り組んでいただいておりますが、風連地区は商工会のみが地域産業興しなどイベントの創出づくり全般にわたって担当していただいております。従来から風連地区におきまして非常に重要な役割を担っていただいております。商工会以外の団体などでは対応できないことも認識しております。引き続き必要な措置を講じ、地域振興策の支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、名寄市立総合病院改革プランについてお答えをさせていただきます。

1つ目の地方公営企業法の全部適用についてでございますが、事業管理者を設置し、職員の任免、給与等の身分取り扱い、予算原案の作成などの権限が市長から移譲され、事業管理者による自立的で効率的な事業運営を可能とするという経営形態の見直しの手法でございます。今回のガイドラインが出される以前から、病院の長期計画でも盛り込まれていた手法であります。全国の自治体病院の数は、約1,000でございますが、そのうち全部適用病院は平成12年度におきましては106病院でございましたが、平成19年度では257件と大幅に増加をしております。今回の改革プランは、赤字、黒字を問わずすべての自治体病院で作成されますが、この全部適用の手法を選択する病院が大幅にふえるものと推測をされております。ことし1月末時点で公立病院特例債発行予定団体の公立病院改革プランの概要が公表されております。道内では、15病院が対象となっております。

うち現在4病院は全部適用をしてございます。そのほか11病院につきましては、公営企業法の一部適用という状況になってございます。その中で一部適用から公営企業法の全部適用に変更するところにつきましては8病院、それから指定管理者制度への移行を考えているところが1病院、それから地方独立行政法人化、指定管理者制度、あるいは民間譲渡等を検討しているところは1病院、それから老人保健施設等など医療機関以外の経営形態へ移行するという自治体が1個ございます。そのほかの全部適用している4病院につきましても地方独立行政法人化、あるいは指定管理者制度への移行も含めて検討しているというような状況になってございます。

全部適用の効果といたしましては、経営責任の明確化と自立性の拡大による効率的、効果的な運営体制の確立、職員の意識改革の促進が容易になり、職員の意識高揚と職場の活性化が図られるとされております。また、課題といたしましては、比較的取り組みやすい側面がございますけれども、経営健全化の面では必ずしも実効が上がっていない場合も多く見受けられるところでございます。いずれにいたしましても、経営の効率化に向けまして真に実効性のある手法となり得るか、今後検討を進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

2番目の新医療報酬制度のDPCの導入についてでございます。道内自治体病院で現在DPC対象病院となっているのは、市立札幌病院、市立旭川病院、市立函館病院の3病院でございます。平成21年度から新たにDPC対象病院となる資格のある2年目のDPC準備病院のうち、4月からDPC対象病院となりますのは、釧路、千歳、砂川、滝川、苫小牧、名寄の6病院でございます。7月からは留萌の1病院となっております。今年度見送りするところが岩見沢、深川の2病院となっております。DPCの効果といたしましては、医療水準の向上や標準化、不必要な入院を減少さ

せる、患者にとって標準的な治療と価格、病院にとっては経営管理のツールとなる、行政にとりましては医療費分析のデータベースとなることなどがございます。課題といたしましては、医療施設係数の問題がございます。当院の場合、医療施設係数につきましては約11.7%、厚生労働省により設定されています。4月からDPCの標準的な診療件数により11.7%割り増しし、当面は収益が上がるというふうになってございます。それが再来年度以降につきましては変更されるという状況になってございまして、それにかわる係数といたしまして機能評価係数というものが論議されておりますが、まだ決定には至っていないというような状況になってございます。

3番目に、医療職給料表への切りかえについてでございます。道内自治体病院の中では、多くの自治体が医療職給料表を適用している状況にございます。名寄市立病院の医師を除く職員の給与体系につきましては、自治体職員としての職員間の均衡及び病院の規模などから、一般行政職と同じ給料表を適用しているところであります。しかしながら、平成4年に現在の病院が開設したことに伴い、病院の規模が拡大いたしまして職員数も臨時職員を含め現在約550名を数えてございます。近年におきましては、自治体職員給与に対する透明性、妥当性など多くの指摘がなされていることから、医療施設としてより適正な人事管理と処遇及び看護師等の人材確保の観点から、公営企業法の全部適用とあわせまして医療職給料表への切りかえを検討するものであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それぞれお答えをいただきましたので、質問の順に従って再質問をさせていただきますと思います。

まず、商工会と商工会議所の並存ということでございますが、御答弁にもありましたようにそれぞれ根拠法といたしますか、よって立つ法が違うの

で、大きな方向としては同じだというふうに考えておりますけれども、多少商工会には小地域といえますか、主に町村部の実情に合わせた設立趣旨の経済団体であるというふうに認識をしているところでございます。それで、平成13年度の商工会法の改正によりまして、合併後も引き続き商工会が同一市町村の一部の地域を区域として商工会が設立できる、設立しているところは存続できるということになりました。法的にも一行政町村の中で商工会というものの位置づけがされているところでございます。商工会と商工会議所というのは、中小、小規模事業者はもとより行政、さらには地域住民の期待にこたえて2つの組織が相互のお互いの守備位置を補完しながら、その地元の商工業の発展、地域経済の向上に努めていくことが記載されているというふうに思うのですが、行政としてこの両組織に今後それぞれどのような期待を持たれているのか、これをまずあればお示しをいただきたいというふうに考えております。

2番目にお尋ねをいたしました商工会についてでございますが、地域貢献に対する商工会への御答弁では高い評価をいただいたというふうに理解をさせていただきますが、商工会は法的に設置されている道の商工会連合会と、それから旭川に今でございますが、道北支所というようなものもございまして、経営指導員を初めとしまして職員の全道規模の人事交流、給与水準の一元化というようなことで、それぞれ配置をされているわけでございまして、その点はちょっと商工会議所は人事交流というのがないようでございますから、多少違うわけでございますが、そんな制度の違いはありますが、職員は巡回指導を通じて小規模企業で働く地域住民の方と直接的なつながりを持ちまして、さらには生活者の目線と実感を大切にされた商工会女性部という存在がございまして、活躍がございまして、それからさらに、地域の活性化が商業振興の原点だというふうに認識し、頑張っている商工会青年部という存在もございまして、これから新名寄

市が協働のまちづくりということを目指すには、商工会は風連地区の貴重な財産であるというふうにも私は考えているわけでございまして、特に合併特例区終了後の風連地区における地域発展の民間活力を束ねる一つの大きな担い手であるのではないかと、そんな位置づけも商工会に期待されているのではないかとというふうにも私は考えているわけでございまして、行政として継続して商工会が果たしている地域貢献の地域振興についての支援を引き続きとっていただきたいなというふうに思いますが、重ねて見解があればお答えをいただきたいというふうに思います。まず、その2つでお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 前段商工会議所、それから商工会の今後のありようについて、行政としてどう受けとめているかというようなことでございしますが、先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、合併をして、そしてこういった事態に立ち至っている自治体、あるいはそうでなしに過疎化が進んでいって、商工会そのものの存在が心配されているところ等々あるわけでございまして、実は先般新聞に載ったわけでございしますが、3月17日付の道新でした。道のほうでは、こういったことを憂慮しまして、そしてそういったかつての商工会の存続、運営等、財務も含めてなのでしょうけれども、さらにその部分に一定の考え方をし、さらには支援をしていこうと、こんなような情報が記事として載っておりました。まさにそのとおりなのでしょう。それから、各自治体の中でもそういった商工会、商工会議所の今後の存続について危惧する部分がありましたものですから、要望もあったことに対するお答えだというふうに思っています。これらにつきましては、今お話ししましたようにどういふふうな道の方向性が指し示されるか、まだはつきりわかりませんが、そういう動きに乗ったなど、こんな思いをしておりますから、注視しな

がら、しっかりそれぞれの機関の今まで果たしてきたものの思いも含めて、ぜひいい方向性でお話し合いができればお話し合いに参加していきたいなというふうな思いをしているところでございます。

それから、商工会、とりわけ風連商工会、そちらのほうの今までの果たしてきた役割ということには少なくない。行政、農協、かつては農協という言葉、それから商工会、さらには森林組合というような主要4団体みたいなことでそれぞれ連携をしながらイベント、地域活性化に取り組んでまいりました。今も現存としてふるさとまつりを初めとするもろもろの風連の地域祭りを担っていただいておりますことに感謝を申し上げますところでございます。御案内のとおり商工会は、そういうイベントのみならず、経営者の経営指導あるいは巡回指導、ふだんの相談業務等々やっているわけでございまして、これからも本当に風連の中で営業される方々の支えになる機関だなどというふうに思っておりますし、会長さん以下御苦労されているのだらうと思っております。そんな意味からすると、これからも果たしていく役割は決して少なくないというふうに認識をしておりますから、また前段申し上げました答えに戻るかもしれませんが、それらの部分を踏まえてどうあるべきかという部分についてはこの地域に合った、そういった組織になるのでしょうか、そういったものを意識しながら注意深く相談していけたらなど、こんな思いをしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今答弁の中で触れていただきました道新の報道があったわけでございます。これは、今御紹介いただきましたけれども、知事の諮問機関として北海道商工業振興審議会というものができて、新年度中にこの財務運営改善提言などをしていただくということで、この背景には記事にもありますけれども、2007年まで

の10年間に道内の小規模事業者が2万1,000人減ったと。さらに、商工会の会員も10年間で1万7,000人減少したというようなことでありまして、組織としての体力が劣っているというか、そがれてきているのではないかというような危機感の中から、商工会についても部員の減少とか、あるいは合併もありましたけれども、商工会員数の減少によりまして事務局体制も今後どうしたらいいだろうかというような議論も盛んにされていまして、とりあえず風連商工会は今下川商工会さんと広域的な連携ができないかという具体的な相談といたしますか、検討もされているというところでございまして、せっかく御答弁いただきましたので、このような道の動き、新たな支援策につきましても行政としても十分関心を持っていただいて、新名寄市にとって商工会議所、商工会の役割も含めましてどのような形がいいのか、行政も一緒に考えていただければというふうに考えておりまして、このことについて御答弁があれば伺いますが。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 名寄市と3年前に合併をするときに、そのときも風連商工会のありようについて議論があったというふうに記憶しておりますけれども、その折に何とか合併した後は広域連携ができないかというようなお話がございまして、風連の商工会でたしか試行的に下川町さんとテストケースで今やっていたというふうでございまして、お話を伺いますとなかなかそれぞれそれぞれの立場があるものですから難しいなというようなことのお話が漏れ聞こえてくるわけでございまして。直ちにということにはならないのでしようけれども、そういう下川町さんとの連携も模索していくということも一つの道かもしれませんが、ただ風連の事情、地域性を考えて、名寄の商工会議所との部分も意識しながら、進めていくことがやっぱりいいのではないかというふうな、ただ時期的にいつやるのかということ、そ

れらは今後あろうかと思えますけれども、結局は一つの商工業の経済団体ですから、それぞれの中で皆さん方がこぞって活動されるということが一番いいのかなと、こんな思いをしております。今後も注視していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） ありがとうございます。

それでは、市立病院の改革プランについて続けて質問させていただきたいと思えます。今御答弁をいただきましたけれども、今回名寄市立病院の改革プランというのができたわけでございまして、私は名寄短大と並んで名寄市のまちづくりの中で名寄市立病院の存在というのは非常に大きなものがあるというのは、皆さん市民共通の認識であるかなというふうにも思えますけれども、財政的にも市の負担がかなり重いのも一方では事実でございまして、この市立病院を名寄市民の宝にするというようなことでみんなの議論を進めていければなというふうに考えておりまして、市立病院の持つ1次的、2次的な経済波及効果というのは本当に名寄市のまちづくりの中でも大きなものがあるというふうに考えておりまして、今回の改革プランが将来ともそういうことを踏まえた上川北部地域の住民にとってもぜひ実効性のあるプランであってほしいというふうな願いも込めまして、具体的に少し何点かについて御質問をさせていただきたいというふうに思うわけでございまして。この改革プランが総務省に言われたからつくってみたけれども、絵にかいたもちだということにならないように危惧する面も含めまして、それからまた新しい制度も導入されるようでございまして、それらについて中身についてその中身の御説明もいただきながら質問をさせていただきたいというふうに思えます。

まず、第1点につきましては、平成23年度から地方公営企業法の全部適用ということへの移行が予定されているということでございまして。御答

弁もいただいたわけですが、まず恐縮でございますが、この全部適用について今とどのように変わるのかという点で2点ほどちょっと教えていただきたいのと私の認識についてその方向だよというようなものがございましたら、お示しをいただきたいのですが、まず全部適用になりますと病院事業が一般行政組織から独立をすると。それが全部適用ということ、組織に関する規定の中ではそういうことだと。そうなりますと、病院、職名は何というのでしょうか。管理者を置いて、業務執行権を持ち、業務規定制定権を持ち、内部組織の設置が独自にでき、職員の任免、給与の取り扱い、資産の取得、管理、処分、契約の締結、資金の一時借入れなど組織に関する規定が適用されるというふうに理解しているのですが、おおむねこのようなことで、まず組織に関する規定につきましてはこのようなことなのか、さらに何か管理者の権限があればお示しをいただきたいというふうに思います。まず、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 全部適用につきましては、今議員がおっしゃったことがほぼ間違いのないところだと思っております。市の組織でございますけれども、専任の事業管理者、事業管理者と申しますのは病院長なる場合もありますし、またさらに別の方を立てる場合もございます。組織の設置や職員の任免、給与等の人事に関する権限、予算原案の作成等権限が付与されることとなります。しかし、職員定数、予算年度、契約制度において地方自治法及び市制度の制約がございます。実質的にはある程度制約がされるという状況になってございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） もう一つ、今全部適用についての組織に関する規定で、かなりの事業裁量ができるのだよということですが、もちろん定数だとか予算を編成することはできるのですが、当然それを議決するのは市長が提案し

て議会だということになるのだと思いますが、あわせてもう一つ恐縮でございますが、病院職員の身分についてお尋ねをしたいと思いますが、現在は地方公務員というのですか、公務員でございますが、これがこの公営企業の全部適用によりまして公務員ではなくて民間労働者と同等な扱いになるということが働く皆さんにとっても多少大きな変わりようかなというふうに思うのですが、そのために人事院勧告制度が適用されない。公務員でないですから、適用されないと。したがって、給与あるいは勤務時間、その他の労働条件というのは法令や条例にももちろん基づくのでしょうけれども、かなりの部分は労使協定を経て管理者が決定すると。職員の身分についてはそういう仕組みだというふうなことですが、何か足りないところがあれば、この認識でいいのかどうか、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 基本的には、今言われたことかなという気はしますけれども、ただ独自の給与制度を定めることは可能でありますし、職員の業績や病院の経営成績を反映することが可能ではございます。ただし、自治体内の他の地方公営企業や人事交流をする市長事務部局との均衡等が求められるという状況にありますので、現実的には病院独自の給与制度を設けるというのはなかなか難しいことかなと。医療職給料表ですとか、そういったことについては別ですけども、そういった部分があるのかなというふうに認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それで、御答弁の中にも課題というようなことの中で、この全部適用というのは病院経営的な面では必ずしも実効が上がっていない事例もあるというような御答弁もいただいて、先日的一般質問の市長答弁にも不透明なところがあるというような御答弁があったかというふうに考えておりますけれども、これは具体

的に先進事例から見てどういうところがあるのか、何点かあればその何点かをお示しをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私もまだしっかりと勉強しているという状況ではございませんので、今後も当然検討しなければならぬ部分だと思っております。ただ、先進事例で先ほどもお話しさせていただきましたように、既に4病院については全部適用をしているという状況にあります。でも、さらにほかの例えば指定管理者制度ですとか、地方独立行政法人化等を検討しているということは、地方公営企業の利点をすべて発揮されていないという部分があるといった部分が大きな問題になっているのではないかなというふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） そのようなことで、一応23年度ぐらいをめどに検討されるということですので、十分に先進事例にも学んで、名寄市立病院に一番ふさわしい市民に理解をいただけるような検討をお願いしたいというふうに考えております。

それでは次に、2番目にいわゆるDPCという診療、医療制度、これは最近できた制度ではございますけれども、徐々に導入をする病院がふえているというふうにもお聞きをいたしますけれども、このDPCというのは簡単に言うと患者さんが病気になる時にその年齢だとか意識障害レベル、あるいは手術、処置のありなしなどを定型化して、それに合わせて固定払いといいますか、従来の積み上げの方式ではなくて、出来高払いとは違いますが、これは7日間でしょうか、7日間の適用ということでございますから、主に救急だとか急性期医療のときに上手に使えると増収効果もあるというような制度だというふうにも理解しておりますけれども、この導入による効果、ジェネリック

医薬品の使用ぐらいの話は伺っているのですが、そのほかにDPC制度を導入することによる期待されるメリットというのを具体的にちょっと御説明をいただければというふうに思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 具体的なかどうかはちょっとわかりませんが、一般病棟、精神科あるいは結核療養病棟以外の病棟に入院される方がまず対象になります。それで、診断群、病名をつけるわけですが、そこを1,440といった分類に値をさせていただきます、その中で標準的な入院日数ですとか金額というものを決めていくわけです。それが延びることによって当然その部分が包括でなくなってしまうものですから、診療報酬上低くなっていくという状況がございます。そんな中で先ほども述べさせていただきましたけれども、いわゆる無駄、無理のないような全国的なレベルでの医療が可能になると。そしてさらに、濃厚診療等の過剰な医療の部分がなくなるといったのが大きな部分かなという気はしております。それが最終的に申しますと、病院にとっては経営管理のツールとなり得るということで、今後大きな意味を持つのかなというふうには思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 患者にとっての利益というのは、無駄なというのはお医者さんが判断されるわけですから、どこまで無駄かは別として、往々にして出来高払い制度ですと必ずしも必要でない検査があったり、投薬があったりというようなことの言われ方も普通はされているわけですが、そういうことへの抑止、それからまた患者さんに対するしっかりとした説明責任もますます必要になってくる制度かなというふうに理解をさせていただいておりますけれども、私はもちろん素人ですが、私なりにちょっと危惧するところは、この制度は最初から急性期の1週間に大枠でこの中で診療報酬が決まるわけでありま

すから、決まった診療報酬で治療をして、そしてその結果、短期間で退院されたり、一定のレベルの治療効果が出た場合には病院として収益になるというふうに思いますが、これ逆に標準的に例えば5日ぐらい入院して終わる病気で8日も9日もかかったら、かぶるという言い方はおかしいですが、病院的には損益が生じるということで、おいしい面も確かにあるのでしょうかけれども、これは逆な面も考えられるというふうに思うのですが、どうぞございましょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） そのとおりでございまして、DPCによりまして平準化をするということは、よりレベルが一定になるということでもあります。当然ドクターの医療ですとか、ナースの資質にもよるものだと思いますので、そういうふうになるというふうに確信をしておりますし、それを逸脱して長期に入院になるようなことはぜひ避けたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 病院経営的にももちろんでございまして、患者の皆さんにとっても望ましいことではないということではございますが、ただこれは今もう導入から10年以上いろんな病院で実績がありまして、DPCデータというようなものも蓄積されているということではございますから、この病気のこういう年齢のこういう症状の方には大体これぐらいで治療が終わるのだよというようなデータも随分蓄積されているというふうにも伺っておりますので、導入に当たっては十分このようなことも参考にされて、この制度を導入してやっぱり収支的にもおかげがあったなというふうでないと意味がないというふうに考えておりますが、その中でこの制度を経営的にも生かすには、そういうトータルな治療行為の管理部門といえますか、そういうものをしっかり置いて、そして他病院との情報交換も含めて、病院内部でこの導入に向けても経営的にもプラスだよと。患者の

皆さんにとってもプラスだよというしっかりした管理部門といえますか、診療内容の分析部門をつくっていかないとなかなか成果は上がらないのではないかというふうに私は思うわけですが、今後それについて何か特定のセクションを置くとか、今あるセクションのどの部門でやるというようなことの見通しがございましたら、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今月になりますけれども、その部分につきましては経営の部門につきましては医事課が担当するということになると思えます。今言われましたような組織といたしまして、院内にそういった委員会をこの3月に設けました。人員といたしましては、診療部あるいは医事部門が主になってございます。さらには、診療情報室等も含めまして現在のところ9名程度で組織をして立ち上げてございます。今後4月から本格的に導入をするわけですので、その中で今議員言われたようなこともしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） それでは、3つ目の職員給与の医療職給料表への切りかえということについてお尋ねをさせていただきたいと思えますが、さきに示された改革プランでは医業費用の節約の一つとしてこの医療職給料表に切りかえていくのだというプランの内容でございまして。医業費用というか、医業に関する費用ですから、経費です。人件費、経費ですから、節約の一つの給料表の導入だということではございますが、これはこれを導入すれば経費の節減が見込めるというふうには受け取るわけではございませんけれども、これについてはその根拠をお示しをいただければと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 必ずしも経費の節減になるということでは言っているのではなくて、逆に人材確保のために医療職給料表の

導入も考えているというのがもう一点ございます。それにつきましては、初任給で医療職給料表と行政職給料表を比べた場合の違いがまず1点ございます。あと、在職年数にもよりますが、給与の上がる水準が変わってくるといったような状況もございます。そこら辺を含めてどちらがいいかということも比較検討しなければならぬという状況にありますし、ただ、今人材がなかなか確保できないといったようなときにほかの医療機関と比べて行政職給料表を使っていますと初任給が低いというような状況がございまして、そんな中で人材確保の対策も含めて考えたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今必ずしも医業費用ですか、経費の節減につながらないというふうにはおっしゃいますけれども、改革プランの中では医業費用等の節減の中の項目として、そういう側面もあるという意味ですか、それでは。そういうことを期待されてこのプランをつくられたということであれば、必ずしも節減にならないと言われるとどう読めばいいのかちょっと困るというか、わかりづらいものですから、それではもう一つ関連して、この医療職給料表というのが一般的に言う若い世代のときにはちょっと高目だよと。初任給を初めです。それから、中年といいますか、後半になるとその上がり方が少なくなって、あとは余り上がっていかない給料表だということでございます。だから、若いうちは少し高目だけれども、ずっといくと、生涯年俸なんかでいうとむしろ行政職のあれよりは低くならざるを得ないという制度だというふうに思いますが、その確認をしていただきたいのが一つと、それから特に看護職の3でしょうか、2かな。看護師さんの給料表につきますと、看護師さんは7割ぐらいの方が役職を持たないで定年迎えるという方が多いというか、それだけポストがないということで、給料ですから役職を持たないとそれなりに上がりも望めない

わけでございますから、統計によると7割ちょっとの方が役職を持たないで定年までいくということであれば、看護師さんにとっては年俸的にはかなりこの給料表というのは、逆に言うと若い人が集まっても中堅層の定着にはマイナスの影響もないのかなというふうに思いますが、そんな懸念はございませんでしょうか。お答えをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） その部分につきましては、本当に慎重に考えなければならぬ部分だと思っております。ただ、一般行政職と違いまして、そういう現業職につきましてはそれぞれのポストあるいは職務、職能に応じたような給与の形態というのが今望まれているという状況にあるのは確かだと思っております。そんな中で、例えば切りかえをするといったようなときになりますと、当然現職の方がいらっしゃるわけですから、その間の経過的な措置という部分がございます。当然そうなりますと、その部分を含めて逆に人件費が伸びるというような状況が一時的にあるというふうには思っておりますし、現実には若い方でやめられていっているという、離職率も結構ございますので、その部分を引き上げるためにも最初のうちに厚くするという部分も一つの方法だと。そこら辺を比較検討しながら、全部適用を含めて今後導入していきたいという考えでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 今御説明いただきましたように、医療職ですから多少の加算はあるにしても、両方あると。最終的にどういうふうにするのかというのは、労使関係の問題だと思っておりますので、制度の説明だけにとどめておきたいというふうには思いますけれども、私は一つの提案として、むしろ今の給料表を若い方の部分を少し底上げ、看護師さんなんかは底上げをして、今の行政職の給料表のほうがいいのではないかと。今言われましたように、医療職の給料表を使いましても

現給保障というのがある。いきなり下げるということにはならない。給料を下げるということには、慣例としてはならないということでございますから、そういう面も含めると長期的には別として短期的にもそんなに経営改善、経営的な改善効果はないのではないかとこのように考えるわけですが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 現行の行政職給料表の中で若い人に厚くするということは、途中で足踏みをさせるということになるのかどうかと。頭から上げてしまうと、ずっと上がったままでいくということになると思いますので、なかなかそこら辺は難しい部分なのかなというふうには思っております。いずれにしても、そこら辺も含めまして検討は続けていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） そんなことで総体的なこの改革プランについての質問をさせていただきたいのですが、さきに示された新聞報道の中で、例えばICUの病床を平成22年度に専任医師3人を配置して本格稼働して、年間約1億4,000万円の増収が見込まれるのだよというふうな新聞報道もされ、あるいはまた病院の入院稼働率を平成20年10月現在の90.6%から92.0%に引き上げて、年間4,000万円の増収を見込めるのだよと。今でもかなり90%を超すとベッドがあいたらすぐ大変だというふうで、その点では大変な御努力をされて攻勢続きだというふうには思いますけれども、例えばこの2つにとって本当にこれだけ見込めるのか、改革プランが絵にかいたもちでないのかということがちょっと心配なものですから、資料があればこの積み上げの根拠を大まかで結構でございますが、これだけの増収がどうして見込めるのか、あるいは人材確保ができるのかという点も含めて御説明いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今言われた部分につきましては、一番大きな部分ではあります。そのほかにも数点ございまして、経費増の部分につきましてはいろいろございます。ICU病棟の部分でいきますと、当然入院しているときの入院料が高くなるということでございます。その中で医業収益と、それにそのほかに経費が当然かかってくるわけですから、人件費の部分で幾らかかるといった部分もございます。それを差し引きをいたしましたときにICU部門でいいますと、入院の収益では1億7,600万円が見込まれると。これは、入院基本料の365日の分を見た部分でございます。そのほかで申しますと、例えば今入院時医学管理加算というのがございますけれども、これが年間で申しますとおよそ6,000万円増収になるというのが、今年度途中からですけれども、それは取り組んでございます。あるいは、エックス線写真のフィルム、今フィルムに落としていますけれども、今年度の途中からフィルムに落とさないでフィルム代をなくすという部分と経費の節減の部分では、それではそのほかにフィルムのかわりに画像で管理をするわけですから、そういった部分の加算で当然収入が多くなってございます。入院の部分でいいますと、その部分で1,200万円という金額が出てきております。あと、施設基準をとる中で人員配置も当然伴ってくるわけですが、作業療法士ですとか放射線技師等を導入することによりまして、それぞれ施設基準が上がります。その中で2,500万円ほどがふえてくると。こういったもろもろのトータルで今のプランが成り立っているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） この改革プランでありますと、平成22年度には黒字に転換できると。一般会計からこれ以上の負担増は生じない見込みだということでございます。せつかくつったプ

ランでございますので、ぜひこのプランが成功するべく努力をされますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

名寄市の行財政運営からについて、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 議長より御指名をちょうだいいたしましたので、これより質問通告に従い、1件3項目について順次お伺いをします。

最初に、名寄市行財政改革についてお聞きをいたします。市は、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定、さらには昨年4月に組織改編を行い、島市長を本部長とする直轄の名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げられました。本日は、改革推進本部の3検討部会のうち、組織・機構検討部会についてお聞きをいたします。名寄市の行財政運営上の機動力は、やはり市の組織機構であり、そして職員の皆さんであろうと考えます。この組織機構の機能が、あるいはまた職員の皆さんの職務遂行能力が十分に発揮されないと、市政の停滞、沈滞を招来しかねません。加えて本年3月には、市政運営に多大な貢献をされてきた、いわゆる団塊の世代と称される幹部職員を初めとする中堅職員約30名の皆様が退職されるということです。こうした幹部職員、中堅職員の退職に伴う組織機構の統廃合による機構改革の構想について、また後を引き継ぐ後進となる職員の皆さんの資質向上と人事評価の導入に向けたこれまでの人材育成推進の取り組みについて、それぞれお知らせを願います。

次に、郊外地区に住まう市民の日常生活の環境改善についてお聞きをいたします。急速に進行する少子高齢化社会の中で、名寄市の平成20年の人口構造は65歳以上の高齢者が占める割合、つまり高齢化率は25.9%となっています。ちなみに、この高齢化率は14%までを高齡化社会、1

4%から21%までを高齡社会、21%以上を超高齡社会といます。前述のとおり名寄市全体では4人に1人以上が65歳以上の高齢者という超高齡社会に突入しております。一方で、平成18年3月の合併によりその市域は東西に29キロメートル、南北に34.5キロメートルで、行政面積も535.23キロ平方メートルと拡大しました。急速に振興する少子超高齡社会と巨大な行政面積は、凶らずも郊外地と市街地の間にさまざまな地域格差のみならず、生活環境格差も広がる結果を招いています。これといった移動交通手段を持ち合わせていない、いわゆる交通弱者と呼ばれる交通難民や買い物難民を救済することに一縷の望みをつなぐ、平成21年度市政執行方針の中で触れられておられる名寄市地域公共交通総合連携計画について、その目的、目標についてお知らせを願います。

最後に、市政推進と今後の課題についてお聞きをいたします。島市長は、執行方針の巻頭で施策の推進に当たっては市民と行政との協働のまちづくりを基本とし、問題の解決を先送りせず、しっかりと将来を見据えて全力で取り組んでまいりますと平成21年度に市政推進に対する並々ならぬ決意のほどを述べておられます。さらに、この意欲と決意に満ちた市政執行方針の中で、3点の市政推進の基本的な考え方を述べておられます。このうち市民と行政との協働では、地域連絡協議会について触れています。さきの代表質問でも我が緑風クラブの中野議員が地域連絡協議会の今後についてただしておりました。重複を避けて、私がかつて地域自治区と呼ばれていた呼称から地域連絡協議会と呼称を改めたこれまでの取り組みの過程についてお聞きをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま大石議員から名寄市の行財政運営についての御質問がありましたので、私のほうから答弁いたします。

最初に、（１）の名寄市行財政改革について、組織機構見直しの手法と今後の課題についてお答えいたします。組織機構の見直しにつきましては、昨年4月、名寄市行財政改革推進実施本部を設置し、組織・機構検討部会の中で議論を進めてまいりました。全庁的にかかわる課題でありますので、方向性を示しながら職場論議も行いました。今回の見直しは、合併で肥大化した組織のスリム化、将来を見据え、職員のバランスのとれた年齢構成、財政の調整を図ることを重点に議論を進めました。現場職員を確保するという観点から、合併時で肥大化した参事、主幹職を削減すること、課の統廃合を含め大課制、大係制を基本とする、事業の完了、縮小に伴うスリム化を中心に見直しを図ってまいります。また、道内5つの類似団体都市と比較をして、30から40の職員が肥大化している状況がありますので、これの是正、それから地方交付税や介護保険制度のいわゆる国の基準と乖離している状況の職場についてもスリム化を考慮して推し進めてまいりたいと考えております。今後職員が減少する中、職員個人のスキルアップが重要な課題となってまいります。これまで集合研修、派遣研修、専門研修等行ってきました。さらに充実した研修を行ってまいりたいと考えています。また、21年度からは新たに若手職員を中心に市職員としての心構えから始まって名寄市の条例、規則、自治基本条例の基礎的なものから各部における行政課題等18回の研修を市役所の職員がみずから講師となって実施をしてまいりたいと考えております。職員の意識、スキルの向上を図り、市民ニーズに対応できる職員の養成を図ってまいります。

なお、人事評価につきましては22年度から、場合によっては試行的になろうかと思いますが、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）、郊外地区市民の日常生活改善について、その手法と今後の課題についてお答えいたします。平成18年の合併により、名寄市は広

範な行政面積を有することになり、道北の中核都市でありながら過疎地としての二面性も持ち合わせることになりました。市街地周辺部や農村地区など、日常生活や経済活動に交通機関を利用しなければならぬ地域では、そのほとんどが自家用車に頼った生活環境ではありましたが、今後は農村部の高齢化が上がる一方で自家用車による移動が困難になり、日常生活に影響が出る住民が多くなることが予想されます。名寄市では、地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指し、効率的なバスルートの模索や乗り合いタクシー、スクールバス活用など市民ニーズや地域の実情に応じた公共交通施策の導入を検討してまいります。幸い名寄市には、2つのバス会社、3つのタクシー会社、そして地域を縦貫するJR宗谷線と7カ所の駅を有しており、これらの公共交通機関がしっかりと地域の実情に即した輸送サービスを実現することが日常生活の利便性確保に大変重要と考えております。名寄市は、これら交通事業者と連携を図りながら、地域における日常生活の移手段確保のため、21年度と22年度に路線バス下多寄線区域で乗り合いタクシーによる実証運行試験を行い、地域の日常生活の利便性確保に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、介護部門につきましては、サービスの変更に伴いまして介護部分におきましても相乗りタクシーを実践しておりますし、風連本町地区における市街地開発につきましては保健、医療の機能も中心部に集約する中で、一定の地域の住民の方々の利便性を確保する面での対策も同時進行でっております。

（３）番目、行政報告、市政推進と今後の課題につきましては、特に地域自治区から地域連絡協議会への移行についての御質問でございました。地域自治区の創設に当たっては、地域の皆さんと町内会の理解と協力が不可欠であり、これまでも

町内会連合会や地域の町内会と小学校区単位で自治区創設に向けて協議を行ってきました。また、まちづくり懇談会では小学校区の皆さんと意見交換をさせていただきました。これまでの協議や意見交換を踏まえ、町内会のこれまでの思いや行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等私どもの準備不足もございました。時期尚早と判断したところではありますが、地域における子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対策など広域的に取り組んだほうがより効果的な活動や行政への意見提言、行政からは行政運営に関する相談や協議を行える場など喫緊の課題もございました。地域連絡協議会の設置を進めたところでもあります。平成20年7月には、準備会を立ち上げていただき、協議会設立に向けさまざまな議論をいただいたところでもあります。今現在7小学校区の区域のうち6小学校区において地域連絡協議会が設置され、残る1つの中名寄地区につきましても今月末に設置される予定となっております。今後の取り組みにつきましても、それぞれの協議会でその地域の課題や問題を明らかにしながら、解決に向けた事業活動を協議検討しているところでもあります。具体的には、安全安心会議であるとか、高齢者徘徊であるとか、防災、防犯等の議論を進めてまいりたいと考えております。市といたしましては、協働のまちづくりを実現するためには地域連絡協議会の活動に対し支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ありがとうございます。いただいた答弁をもとに再質問をさせていただきます。

最初に、行財政改革の組織機構見直しについてお聞きをいたしました。先ほど幹部中堅職員の退職に伴う組織機構、あるいは縮小、統廃合についての答弁を賜りましたが、こうした大量退職に伴う、そしてまた肥大化した部署の縮小、統廃合という

ことで行われる。今月末あるいは4月1日から実施されるのだと思うのですが、ただ私はこれまでこの1年間、昨年からことしの3月、今現状にかけて市の事業、そういったものを拝見をしていて、どうも既存の組織や機構では対応し切れていない事業があって、場合によっては手に余ってしまったなという事業がございました。こうした事業に対して組織として、機構として取り組むためには、かなり思い切った機構改革が必要ではないかというふうに考えております。それは例えば何だというと、平成18年から今日まで大型店の出店表明から、あるいは出店調整、今なお入り口論から脱却できずに、さきの代表質問では方向あるいは方針転換を余儀なくされている改正中活法に基づく中心市街地活性化基本計画策定など、既に昨年末ぐらいから特定の事業期間でしょうか、そういった用地取得の問題をめぐってかなり問題が複雑化してこじれてしまったという経過を含めて、現状の組織機構ではもう対応し切れていない。あるいは、これほど複雑高度化する経済の進展や速度についていけない市の組織。こういった行政の意識や縦割りの行政組織では追いついていけない。あるいは、おくれをとっている。こういう組織を見直すためにも思い切った機構改革が必要ではないかというふうに考えています。

正直申し上げると、私今の名寄市にはマーケティングがないというふうに思っております。マーケティングというのは、皆さんが御存じのような単なる商業活動の市場調査という意味合いではなしにもっともっと広い意味があるようです。調べてまいりました。マーケティングの定義というのは、組織が社会的な環境に適用する仕組みをつくるということです。果たして昨年末から用地の取得をめぐって名寄の商業団体、あるいは名寄市の専門部署、いろいろ入り乱れて問題が複雑化して方向転換、方針転換をせざるを得ないということになったことに対して、新たなマーケティング化、ずばりそのまま言うてしまうとどうかと思います

が、こういう機構の組織改革を行う考えはないでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今議員おっしゃるような市街地の開発における部分の専門知識を持った職員の配置という部分ではありますが、私は必ずしも議員と同じ考え方ではありません。風連地区におきましては、先行して地域住民の方々との協議の進行状況もありまして、問題は財源が不十分だったということも含めまして、合併時に熟度の高いものから地域の振興も含めて進めていくという新総合計画にのっとりましてやったときに、やはり相当財源確保の関係であるとか、住民との折衝も含めて能力を発揮するセクションの職員もおりまして、その結果、最終的には財源問題も含めてかなりスムーズにいったほうではないかなと私は思っています。名寄地区におきましても次長職を配置をしまして一定程度作業を進めておりましたが、2つの市街地開発、中心市街地ということの市街地をそれぞれ振興させる仕事が同時進行という形で一部進んでおりまして、一定程度風連地区の市街地再開発が事業に着手をして具体的に工事に入っておりますので、新年度に向けましては議員御提言の専門知識を持った職員も市役所の内部におりますので、それらを融合させた組織を何とか4月に立ち上げて、おくれておりました名寄の中心市街地の問題についても対応したいと思っております。

なお、名寄地区の中心市街地の関係につきましては、事務方のほうとしての素案についてはいつでも出せる状態になっているよということの話も私実は聞いておりまして、問題は地元商店街、商工会議所と国の補助事業を導入するためにより熟度の高いところまで持っていけるかについては、単に市だけではなくて事業者側のほうの商工会議所、商店街とももうちょっと十分な熟度を高める作業が必要だったかと思っておりますので、人的配置も含めて経済部にそのような組織をきっちり

4月から立ち上がるような形で検討してまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） その辺の見解が若干違うので、何とも言いづらいのですが、ただ現状の組織の中で、一昨年4月に専任の職員が配置され、体調を崩されて途中で現状の職員がこの中心市街地活性化基本計画策定にかかわってきたという経過でございます。ただ、当初からこの改正中活にかかわる中心市街地の活性化基本計画の策定に対しては、私のほうでは随分警鐘を鳴らしていたように記憶をしていますが、なおかつ十分な体制をとっていただけなかったなという私なりの、それはあなたの恣意的な考えだというふうに言われればそうかもしれませんが、専門性を持った市民の要求、あるいは市場流通の、あるいは経済の、そういった十分な予測を立てられるマーケティングがやっぱりどうにも市には不足をしているなという感じがいたします。

大変恐縮なのですけれども、島市長にお伺いをしたい。理念、ビジョンの目的を的確に、明確にして、それに基づいた縦割り組織を横ぐしで刺せるような市長直轄の組織体制をつくるお考えはないのかどうか、この辺ちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市の中心市街地につきましては、平成11年、12年にかけて相当専門的なコンサルも含めて計画を練り上げた経過があります。しかし、このときには省庁別の国の縦割りのメニューが多くて、結果的にはトータル的に熟度を高めた取り込みができなかったと、こういうことであります。国は、そのような反省点も含めて、新しい中心市街地活性化については内閣府が窓口になって総合調整をすると、こういう制度の運用について変化をさせてまいりました。この内閣府が窓口になって進める事業については、5年間という期限を切って、しかもこの5年間の

実施計画については余り先送りを認めないような熟度の高いものと、こういうことでございまして、北海道もこの中活の計画の運用を含めて何力所か手を挙げておりますけれども、今日的な経済の状況の中ではプランはつくったけれども、実行に移すのに非常に苦勞していると、こういう情報に私ども接しております。

名寄市の経過について、大石議員も熱心に研究していただいておりますけれども、やはり徳田地区に大型店の進出というのが大きく商業者の皆さん方がこれからの商業ゾーンの再整備について踏み込む体力、気力というものがそがれたというふうに私は実感として受けとめております。その中であって、この2年間いろいろな角度で議論をさせていただいております。特に昨年4月以降につきましては、それぞれのワークショップ的なことも含めて事業の御議論をいただきました。しかし、残念ながらそれらの事業推進の核の部分は何としてもしっかりと固まらないと。議論は幾らいただいても、これは核の部分で提言があるのは商業者の皆さんからまちなか居住ということが一番核として固まった部分でございまして。しかし、私ども商店街の中にばらばらに公営住宅をつくるということには相なりませんし、また提言がありました高齢者の福祉住宅等についても行政がしっかりと何年間も支援をしながらまちなか居住の確立をするというのは、名寄の場合には先行して民間の業者がいろいろな大学の整備等も含めてのマンション等の整備が図られているわけですから、なかなか整合性を求めることについては難点があると。こういうことで現在に至っているわけでございます。ですから、職員のスタッフを固めて、4月以降また仕切り直しの気持ちで取り組みをいたしますけれども、幾ら市の職員が10人集まって議論しても、その対象となる商業者の皆さんや、あるいは周辺の権利を持っている皆さん方が理解を示さないと現実には前に進めない、こういう地域実態があると、こんなふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） くれぐれも誤解のないように申し上げたいのですが、特定の役職者について能力が云々ということではなしに、ただチーム力で、あるいはこうした事業に取り組む際には1人よりも2人、2人よりも3人、それぞれ専門性の知識を兼ね備えた方があらゆる観点から取り組むべきだというふうに申し上げているわけですし、決して現在の今担当されている職員の云々について申し上げているのではないことを申し上げておきたいというふうに考えます。

ただ、申し上げておきたいと思うのは、今回中心市街地活性化の計画にかかわって、島市長あるいは中尾副市長あたりが陰に陽にかなり直接行動されていたというのを拝見したり、お聞きをしたりしております。そういった意味でやはりこういった事業、名寄市の将来を占うような事業については、臨時に常設の部門、部署が無理であれば以前も申し上げたかなと思うのですが、タスクフォースなり、そういったチームをつくるべきだなどというふうに考えております。これはこれ以上、また機会があればいつかの機会に再質問をさせていただきたいと思っております。

続いて、次の再質問に移ります。これまで名寄市の行財政運営の中核として、あるいは中堅として執務をされてきた方々の後任として執務を引き継ぐ若い職員の皆さんに対する正当な評価、あるいは人事考課の導入に向けて、実は過ぐる平成19年6月の第2回の定例会でも質問をしておりますが、その後の進展がやはり見受けられないなどというふうに考えて、今回もう一度質問させていただくことになりました。名寄市の行財政改革のバイブルともいえるべき新名寄市行財政改革推進計画に登載されているナンバー16というのがあります。このナンバー16は、実施項目が人事評価制度の検討と表記されています。さらに、項目で分けられているのですけれども、実施内容を見ますと職員能力の向上、職員意識の向上、組織の活性

化を図るため、公平性、透明性、納得性のいく人事評価制度の構築、導入に取り組むと、こう明記されています。にもかかわらず、実施計画年次を見ますと平成18年から23年までの5年間もの間、調査の検討となっています。実施の内容では、人事評価制度の構築、導入に取り組むと明記されていて、その実施計画年次を見ると調査の検討となっている。これは、例えば比喩がどうかと思えますけれども、行きますよと言って後ろを見たらはしごを外されているみたいな、そういうような感じがいたします。申し上げたように構築、導入に取り組むと表記をされていて、計画年次を見ると実施に向けた取り組みではなくあくまでも制度の導入に向けた調査検討という、どうも前の文と後の文章の語彙が矛盾しているなという感じがするのですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 人事の評価の関係につきましては、国が今進めようとしていることに対して情報を収集しまして、実際国につきましては給与の配分についても取り込むような状況を考えておまして、名寄市としてはその部分につきましてはいましばらく情報を収集させていただいて、22年からの施行については21年に具体的に作業を進めるつもりで今検討しております。問題は、多様化する住民ニーズに対応する職員のスキルアップをどうするかということにつきまして、特に合併をしまして分庁方式をとっていることもありまして、若手職員がコンピューターを多様化した業務遂行能力はすごく持ち得ている部分と、それから団塊の世代も含めまして経験からくる行政執行能力とその辺の融合をどういうふうにしていくかということについては、合併してからずっとその辺については、住民サービスを展開するための職員の能力、スキルアップをどのようにするかについては常に検討してきた、やってきたつもりはしております。ただ、いかんせんそれぞれ職員の持ってきた、培ってきたものという

のは、それぞれのまちで、旧名寄、旧風連で培ってきたものであって、実際現場で適用するときには相当それなりの違和感というか、融合しづらい部分もあったのかなと思っておりまして、今回研修問題も含めてスキルアップの問題については庁内講師を導入した形で取り组ませてもらおうということも含めて対応してまいりたいと思っております。

なお、人事評価の関係につきましては、今まで個別の資料収集等に終わっていたものを具体的に動かすようなことを21年度中から試行も含めて、遅くても22年にはスタートできるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今御答弁をいただきましたが、なかなか遅々として進まないなど。隗より始めよという言葉があるのですけれども、この隗より始めよというのは遠大なことをするには手近なところから始めなさいという言葉だそうです。まず、手近なところから始める。一般職員をひっくるめた人事評価あるいは人事考課が無理であれば、この計画年次の間に試行的にでも何とか部次長あるいは課長クラスを対象に、どういう評価をするかちょっと私のほうでも不明ではありますが、総合計画の担当施策だとか、そういったものに目標値を設定する。あるいは、その達成度、あるいは課題解決、次年度に向けた更新事業の施策、目標設定、こういったものをまずは管理職から人事考課を導入するというお考えはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 同じようなことは中尾副市長から指示をされておりまして、全部いきなり施行ではなくて、特に管理職を中心とした人事評価の関係については早急に取り組むようにということで、実は私が20年7月に担当してからいろいろ指示されていたのですが、事務事業の一元化の関係であるとか、行財政改革の中で一番重たかったのは21億円に及ぶような収支不足が

出てきたこともありまして、それを具体的にどう進めていきながら、大量退職者が出る時のタイミングを逃がしますと後から戻ることのできないような悔いを残すことを含めまして、人事評価を優先するよりはいま一度収支不足が21億円も出た中で財政シミュレーションを再度し直しまして、それと組織のスリム化と連動させる形の中でどうするかということをまず優先させたものですから、同じようなことについては20年7月に私が就任したときからその話受けておりましたので、その部分については21年度中に取り組みできるように担当のほうにも指示をしてみたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 既に水面下で着々と取り組んでいるというお話をお聞きして、少し安心をいたしました。

ここで市長に再度お伺いをしたいのですが、新名寄市行財政改革推進計画は平成18年から23年度までの6カ年を取り組み期間としています。平成21年度はちょうどこの取り組み期間の折り返し地点に達しますが、マラソンに例えると往路を走破したと。次は、いよいよゴールに向けて復路という中間点にちょうど差しかかったところでございますが、島市長の任期は来春まであと1年ということながら、計画の完結年度は残り2年というふうになりました。このままいきますと、物理的に市長は23年度までの改革推進計画の完遂を見ないということになるのですが、この辺はいかがお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治体における行財政改革というのは、平成18年から始まったわけではありませんが、バブル経済がはじけた平成5年、6年から実は指摘をされてまいりました。旧名寄市の例で申し上げますと、私は平成6年に助役になったわけですが、そのときに名寄市の行財政改革を進めようということで各係長までそれ

ぞれの任務分担を与えて、今やっている仕事について将来ともにしっかりとやり抜く仕事、あるいは調整をかけるもの、いろんな今と同じような計画づくりを続けてやってまいりました。ですから、平成18年につくったというのは、合併した後新市としての行財政の改革というふうに受けとめていただければと思います。ずっと延長線上できているということでもあります。特に合併後の合併効果を出さねばならないと。このことは、今までも多くお話に出ておりますけれども、2つの自治体が合併をして、全く同種の機構を持っていたわけですから、これはどうしても管理職等についてはダブっていると、こういう状況があります。2人の財政課長を置くわけにはいきません。2人の総務課長を置くわけにはいかないのです。しかし、その職員はどこかで処遇をして機能を発揮すると、こういうことでできておまして、毎年の計画を検討する中でまずはスリム化と、こういうことで進めてまいりました。これからの時代は地方分権の時代ということで、自己決定、自己責任ということでもあります。そのような形であっても、一方では多くの財源を国の制度に依存せねばならぬと、こういう状況でありますから、おのずと計画の実行については革命的に進めるということにはなかなか相ならぬと。やはり毎年着実な推進を図っていくことで目的を達成させていかねばならない。私は、今の5年間のスパンというのは、行政計画ではおおむねそういう状況が続いておりますけれども、しっかり私の任期の間は任期の間における推進について責任を持って進めていかねばならないと、こんなふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ありがとうございます。

次に、郊外地区の市民の日常生活の環境改善についてお伺いをしてみたいです。先ほど長いネーミングの交通連携計画について答弁をいただきました。計画が形として具現化するまでには、まだ1年少々、あるいは2年少々時間がかかるという

ことがよくわかりました。ただ、南北に広がった名寄市は、ショッピングセンター、先ほど市長のほうからも大型店というお話が出ておりましたが、こういった大型店の進出に伴って商店街の衰退にいささか拍車がかかったと。また、隣近所にあった商店が廃業、閉業ということで買い物に困難になったと。いわゆる買い物難民という方がふえている。有効な手だて、交通手段、移動手段を持ち合わせていない買い物難民がふえています。繰り返しになりますけれども、交通難民は買い物難民ということにもなろうかと思えます。皆さんもよくごらんになったことがあるのではないかと思います。市街の歩道で、あるいは信号待ちの交差点で、買い物袋を路上において一息入れて空を仰いでいる高齢者の姿をお見かけしたことがあるように思います。1丁の豆腐、これを買うためにタクシーに乗らなければならないという、ジョークでも何でもないので。本当に市街地から離れた郊外地区に住まうお年寄りの中にはいらっしゃるのです。

先ほど高齢化率について述べましたけれども、名寄市全体では4人に1人が65歳以上の高齢者と申し上げました。これがさらに郊外地区ともなると、一挙に高齢者の占有率が高まります。一例を挙げますと、名寄から14キロから20キロぐらい離れた智恵文地区、ここは人口が592人、その高齢化率は32.8%。名寄市街の場合、全体には4人に1人だった高齢者がこの地区では3人に1人がもう高齢者になってしまうと。こういった交通が、あるいは移動手段を持ち合わせていない高齢者世帯、あるいは独居老人世帯の、買い物に苦慮する高齢者、独居世帯の食卓は、非常に保存がきくという食材で食卓を飾っております。かなり塩分の高い、塩干と呼ばれるお魚です。しかもなおかつ、惣菜も保存のきくてんぷら食、あるいはお漬物、これらも塩分が高いと。私の偏見でも何でもないだろうと思えますが、塩干のお魚にしょうゆをかけてしまう。こういった高齢者を

見ていますと、どうも食材に生もの、例えば日配品という、専門用語でデイリー食品というのがあります。こういったものがなかなか智恵文地区では手に入らないのです。どうしても必要になったときには、名寄ではなくて美深で買い物をされるという、これが実態でした。こうした買い物難民あるいは交通難民、ひいては健康も阻害する難民がふえてきます。こうしたいろいろな障害、阻害要因を持つ、難民と呼ばれるにはどうかと思えますが、高齢者の皆さんを救済するのは、そんなに1年も2年も待つてほしいということにはならぬだろうと。ただ、救いは智恵文地区には月、水、金と医療バスがあると。先ほど佐々木部長のほうから民業のバス会社があると。1日8本、1時間に1本というバスが運行されています。ただ、それでは高齢者では時間の都合がつかないというときには、どうしても新鮮な食材が手に入らないということになってしまいます。

ここで1つ経済部の手間本部長にお聞きしたいのですが、経済という文字は、経済という二字熟語は実は経世済民という四字熟語から成っているのです。世を救って民を助けるというのが経済のもともとの発祥の言葉だそうです。経済部の部長として、何とか救いの手を伸べる方法はございませんか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 貴重な御発言の機会をいただいたなと思っております。今経済という話はまた後にさせていただきますけれども、1つ思い出しました。山形県の西川町というところがございまして、それは日本海と太平洋との間に挟まった内陸地、孤立したところということで、その保健師を担当されておりました方が風連に参られました。そこは、今お話あったように塩漬けのもの、漬物含めてそういったものをお年寄りの方々が食べていて、そしてそこは体を害されて高血圧になったりして亡くなっていかれるというようなことで、何とか救えないかというようなこと

で、そんなお話を聞いたなど。そして、そのときにたまたま町長をやっていたらよかった方だっただけだと思いますけれども、東京の町村会館に何とか新鮮な、しかもミネラルの多い水を都会の真ん中に供給できないかというようなことで、事始めとして手がけてやった方が当時の町長さんだというお話がありまして、それから水、ウォーターという部分、ミネラルウォーターというものに火がついたというふうに記憶をしております。

今お話ありました民を救えるということかどうかわかりませんが、私どものほうもかつては風連の地域の中で日進地区というところの地域がございました。今智恵文と置きかえて、同じような環境だと思っていたけれども、そこもJA、昔の農協が出張所を出して店をつくっておられました。そのほかにもお店屋さんもございました。しかし、だんだん、だんだん高齢化していくし、人口も過疎化して行って疲弊して行って、今はもうJAもなしと。それから、店屋さんも数少なくなってきたと。今は、1軒かそこらぐらいでしょうか。まさに智恵文をそのまま思う思いでございます。智恵文につきましてもJAが、コープがもう引き揚げてないと。あそこの中には、今2店しかない。交差点のところには1店があるのと駅に1店があると。今お話ありましたように生鮮食料品というたぐいのものは、そう多くは扱っていないのだろうとっております。問題は、店をつくるか、交通アクセスをどうするか、それから日常生活というのには医療というのは欠かせないのだろうとっております。いわゆる病院に出ることです。そんなことも兼ね備え合わせたときに店屋をつくるということにはなかなかならないと、日進の例も見ましても。したがって、私はやっぱりきめ細かな交通アクセスをつくるなり、あるいは地域の中でやれるとしたら町内会というのでしょうか、部落というのでしょうか、そういった方々の中で自主防衛といえましょうか、本州あたりでも小集落の中にみずからそういった

身の回り品の日用品の品物を品ぞろえして配達してもらって、そこで買い求めていくと。新鮮野菜も含めて、お魚類も買い求めている。そういうような事例もありますから、したがって私の思いとしましては、やっぱりしっかりきめ細かな交通アクセスをとることと、あわせて自分たちもみずからその中でどういった防衛策がとれるのかと、こういったものも地域の中でも考え合わせていかないと問題解決にはつながらないのではないかと。いうふうな思いをしております。経済部ではないのですけれども、何とか皆さん方が心豊かに楽しく暮らしていただけるような、そんな地域づくりができればと、こんな思いで私どもも今回担当させていただいておりますので、また機会あるごとに職員ともそんな議論をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） さすが世を改めて民を救う経済部だと思いましたが、ぜひ主導的な立場をとって地域の中でそういう運動が盛り上がるような働きかけ、触媒としての役割を果たしていただければと思います。

たまたま先日市立総合病院の内海部長のほうからいただいた資料の中で、市立病院の中で救急搬送されるという数字を表にしたものをいただきました。それによると、平成20年、20年度ではないです。20年は、救急搬送された方が1,408人、このうち60歳以上の高齢者世代、60歳以上100歳までだったと思いますが、この方々で888人。1,408人のうち888人が60歳以上の高齢者世代。全体の63%を占めていたと。搬送された症例といいますか、それは脳疾患に伴う脳外科、さらには循環器内科、消化器内科と。これは、もうまさに食生活にかかわるところが大きな要因ではないのかなというふうに考えます。先ほど手間本部長のほうからも他市においてそういった有益な手法がとられているというお話

もございましたが、私もちょっと調べてみました。豊田市の自動車学校というのが。豊田市の自動車学校で、自動車教習に通う生徒の皆さんを送迎で送り迎えしているときに高齢者が無料で乗せられるだとか、あと福島県の大玉村というのでしょうか、こちらは役場の職員40人がボランティアで高齢者を病院や買い物、ちょっとした所用の時間に時間を申し合わせして搬送しているということです。いずれも搬送の手段としては、高齢者の増加速度には間に合っていないなという感じがいたしました。手間本部長の経済部の地域のリーダーの方の意識啓発、自分たちの生活改善を自分たちでやろうという、そういう意識改革を呼びかけていただくということで、少し推移を見守りたいと思います。

最後に、地域自治区が地域連絡調整会議でしたか、そちらのほうに名称が変わったというのがありました。これ実は私うっかりしてしまっていて、いつの時点で変わったのかがわかりませんでした。実は、私も同じく平成19年6月の定例議会で地域自治区という名称が余りにもお役所的なネーミングで、現状の法定でやる地域自治区と混同される懸念がないかということで名称変更を促したという経過があったのですが、その後地域自治区が地域連絡調整会議でしたか、そういうネーミングに変わったというターニングポイント、分岐点か私はよくわからなかったのですが、いつから変わったのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 実は、合併協議の中で風連地区は特例区を設ける、名寄地区には小学校区ごとぐらいの規模の地域自治区を設けるということで、これはもともとが平成16年に改正をされた改正自治法の考えで、一定の財源と一定の権能を付与して自治を高めていただくということで想定をしておりました。一昨年来町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんとこの組織の立ち上げについて協議をさせていただきました。結果、やはり

名寄地区には伝統的に町内会があって、しっかりした自治活動を行っているということで、あくまでもベースは町内会だろうということの御意見を強くいただきました。地域自治区という自治法に定められた組織については時期尚早であると。その前段として、子供の見守りやお年寄りのサポートを一定のエリアでしっかりと支えていく組織はどうしても必要だということで、地域連絡協議会という組織を町内会の皆さん、あるいは地域の皆さんと協議をする中で構想を持ちまして、これでこれまでそれぞれ協議を進めさせていただいて、先ほど総務部長のほうからも答弁させていただいたように、この3月でほぼ全域について整備ができる。今後は、4月以降また自治を高めるそれぞれの特色ある活動を展開をしていただいで、それについてしっかりと行政としても支援をしていきたいと、こんなふう考えています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の雪対策について外2件を、持田健議員。

○7番（持田 健議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

大項目の1つ目、名寄市の雪対策について、1点目、歩道のつるつる路面对策についてお伺いいたします。この冬は、地球温暖化による影響と思われませんが、昨年11月から下旬にかけて一定量の降雪があり、名寄市特有の冬道状態となりました。ところが、12月に入ると最高気温がプラスとなる日にちが15日もあり、また17日には最高気温7.3度となる暖かい日が続く、日中雪解けが進み、夜は冷えて凍るため、路面はつるつる状

態となりました。歩道は水平でなく、路面は車道側に傾いて歩行者にとっては歩きにくく、また滑りやすい状況になりました。現に病院近く、あるいはデパートの周り、交差点付近の歩道で高齢者や子供の中に滑って転び、大人の人も転倒した場面を何度か見かけました。転倒した人に不安な歩き方なので、話しかけてみたら、観光で名寄に初めて来られて冬道の怖さを悟ったと語られておられました。私は、ある病院に患者さんの実態を確認しようと思い伺ったところ、毎年の統計をとっていないので、わからないが、転倒によるけがで来院される患者さんが確実にふえているとのことでした。名寄市は、車道、交差点の滑りどめ対策はありますが、歩道等の安全対策として滑りどめの砂散布や融解剤散布等の考えはないのかお知らせください。

2点目、生活道路交差点の排雪についてお伺いいたします。12月、1月と積雪ともに例年より少なく、排雪ダンプ助成も昨シーズンを下回るという報道をされました。積雪が少ないことは、市民にとって喜んでいるところでございましたが、1月の下旬から2月になると逆に降雪、積雪も昨年を上回り、排雪ダンプの助成申請待ちと報道が変わりました。降雪量が多いと、交差点の場合4方向から除雪となりますので、堆積される雪の量は多くなります。シーズン1回のカット排雪、交差点排雪が終わった後に降雪が多かったため、交差点付近の堆積が多く、見通しが悪くなり、危険な状態が長く続いておりました。3月に入って2回目の交差点排雪が行われたと思います。降雪は自然災害、交差点付近の除雪によって堆積される雪の量で見通しが悪くなり、危険な状態をつくるのは人的災害だと思います。財政的に厳しいとは理解しますが、事故が起きてからでは遅いのです。交差点の排雪だけでも回数をふやすことはできないのか、また生活道路、特に中通りですが、積雪が多いため道路が狭隘になっており、車の交差に支障を来しております。1カ所の交差箇所を設け

ることはできないのかお知らせください。

3点目、道路除雪についてお伺いいたします。今シーズンのように降雪量の多いときの道路除雪において、交差点付近に、特に角地に近い高齢者宅の間口に除雪した雪を堆積される量が多いため、高齢者宅ではシーズン1回は敷地内の排雪も含めてダンプ助成を受けて排雪を行っていますが、ことしの場合は3回も排雪を依頼した高齢者宅もありました。除雪機械の改良により、間口に雪が入らないよう工夫された除雪機も開発されておりますが、まだ導入までに至っておりません。高齢者宅についての除雪は、町内会あるいは隣近所で協力し合うことが必要とは考えておりますが、行政としてできる対策はないのかお知らせください。

次、大項目の2つ目、住宅用火災警報器設置の取り組みについてお尋ねいたします。1点目、身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯への助成についてお伺いいたします。名寄市の昨年の火災は15件発生しており、19年と比較してほぼ2倍に増加しております。火災の内訳を見ますと、建物が12件、車両2件、その他1件、建物火災12件の火災種別に見ますと全焼1件、部分焼5件、ぼや6件でありました。そのうちの2件は、昨年の11月と12月、高齢者3人が犠牲となる住宅火災、いずれも高齢者のみの世帯でありました。とうとい命が犠牲になりましたことは極めて残念なことであり、心より御冥福をお祈りいたします。だれかがいち早く火災を発見し、消火するなり、寝ている人を起こして逃がしてあげることができれば犠牲者を出さずに済む、あるいは減らすことができると思うのであります。では、その見張り番はだれか。それは、住宅用火災警報器であると思うのであります。消防法の改正で、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、新築住宅については問題ありませんが、既存住宅に対する義務化まで約2年の期間ございますが、できるだけ早く設置して安心を図りたいものです。昨年第4回定例会で、高見議員から住

宅用火災警報器設置の取り組みについて質問がございました。建設水道部長から公営住宅への設置することで民間住宅への普及、啓蒙を図り、市民の安全で安心な暮らしを守るため、平成21年、22年の2カ年で設置を検討してまいりたいと答弁がございました。先日の新聞報道で70歳以上の低所得高齢者約2,400世帯が対象になり、今月から受け付けを始められたことに対しては評価に値すると思うのでありますが、なぜ70歳以上だけなのか。身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯も対象に入れて助成する考えはないのかお知らせください。

2点目、名寄市全世帯100%設置に向けての取り組みについてお伺いいたします。昨年12月の住宅火災以降現在まで、名寄市では火災のニュースは耳にいたしません。このことは、大変に喜ばしいことと思います。火災は、不注意による場合ばかりでなく、自然発火、雷、また不慮の事故等からいろいろ考えられますが、いずれにいたしましても大切な家族や家財を守る見張り人、住宅用火災警報器だと考えております。昔から備えあれば憂いなしということわざがあります。住宅用火災警報器を設置したからといって火災がなくなるわけではございませんが、設置による効果は被害を3分の1程度までに食いとめることはできると思います。19年度ですが、名寄市の総世帯数1万4,611世帯であり、住宅用火災警報器の普及率であります。平成20年度の単年度では16.1%と聞いております。義務化までに約2年ございますが、100%設置に向けての取り組みについてお知らせください。

次に、大項目の3つ目、小中高生の携帯電話対策についてお尋ねいたします。1点目、携帯電話の学校への持ち込みについてお伺いいたします。最近携帯電話にかかわるトラブルの発生で、全国的に報道している小中学校への携帯電話の持ち込み論であります。大阪府教育委員会が調査したところ、中高生の4人に1人が1日31通ものメー

ルを送信するなど、子供たちに携帯電話依存が広がっているとの実態がわかり、大阪府知事の橋下知事は携帯電話への依存度が高いと学習時間が少なくなるのは当たり前と学力への影響を指摘し、学校への持ち込み禁止を発表されました。このことがきっかけで全国でも議論が高まり、ついに文部科学省は教育活動に必要なとし、小中学校へ携帯電話の持ち込みを原則禁止する通報を各教育委員会に出しました。道教委によりますと、原則禁止を実施している小中学校はともに9割を超えている。また、携帯電話の持ち込みなどへの指導方針を定め明確にしているのは、道内180市町村のうち18市町村の教育委員会が設けていると公表しております。名寄市の小中学校での携帯電話の使用等、学校への持ち込みの現状はどのようになっているのかお知らせください。

2点目、自己紹介サイト、プロフィールについてお伺いいたします。子供のいじめ問題に取り組む全国ウェブカウンセリング協議会に寄せられた2008年のネットいじめ相談、前年比6.7倍の約6,700件、このうち道内は前年比8倍の250件、相談の内訳は学校裏サイト関連95件、自己紹介サイト関連91件、嫌がらせメール関連34件の順に多く、容姿や性格などの悪口が書き込まれる事例が目立ち、誹謗中傷メールが1日で数百件、ネットいじめの悪質化に加え、サイトへの書き込みにより中高生の死亡事件や集団暴行が頻発したことが作用したと見られます。また、先日新聞報道のあった滝川、千歳の中学1年生の飛びおり事件も原因がいじめだと思っております。名寄市の小中学校でこのような事件は絶対に起こしてはならない。そこで、児童生徒の自己紹介サイトの実態はあるのか、プロフィールへの書き込み等の実態はあるのか、あるとすればどのように対処されているのかお知らせください。

3点目、学習時間と携帯電話についてお伺いいたします。今月の初旬に市教育研究所から小中学生や保護者らを対象にした家庭学習実態調査の結

果が公表され、それによりますと小学5年と中学2年の児童生徒507人、その保護者、小中学校の全教員を対象に実施、1週間の学習日数を見ると週5日以上は小学校5年生が53%、中学2年生になると15%にとどまり、ゼロと回答した小学5年生10%に対し、中学2年生は39%に上っております。1日の学習時間に対しても30分から1時間と答えた小学5年生は79%、中学2年生は43%、宿題が出たときにすると答えた小学5年生が13%に対し、中学2年生は50%の結果であり、中学生が宿題以外は学習しない傾向を見せたことに私は将来の名寄に不安を覚えるものであります。全国携帯調査において、中学2年で1日のメール送受信が30件以上の生徒、午後11時までには就寝をする割合は25%で、30件未満の生徒は42%と携帯をよく使う子供は生活面への影響が大きいと思われまます。やはり携帯電話への依存度が高くなると学習時間が少なくなる、あるいは学習ができなくなるのは当然ではないかと思うのであります。名寄市教育委員会として、このことに対しどのように指導、対策を考えられておられるのかお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま持田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は福祉事務所長から、3点目は教育部長からそれぞれお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、名寄市の雪対策で歩道のつるつる路面対策についてお答えをさせていただきます。積雪寒冷地においては、車道はもちろんのこと歩道や横断歩道においてもつるつる路面になり、歩行がしづらくなることを雪国特有の問題として抱えているところでもあります。特に最近、高齢社会を迎え、雪の降り始めや雪解けのときには道路面が出ているときに高齢者が転倒し、大けがにつなが

っているということを数多くお聞きしているところでもあります。対策としては、砂散布や融雪剤散布が効果的であるというふうに思われていますが、歩道に機械で散布することや人力による散布は人工数と時間的なものを考えると非常に難しいというふうに考えております。現在国道では、横断歩道を中心に砂箱を設置し、市民にまいていただく方式をとっていますが、名寄市においても人通りの多い道路、例えば5丁目、6丁目、3条、2条、このような道路の歩道でつるつるとなっている箇所や状況を調査し、砂箱を設置することで砂の散布や春先の清掃などがどの程度市民の御協力をいただけるか、これらも含めて研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、生活道路交差点の排雪についてであります。名寄地区におきましては、生活道路について1シーズン1回のカット排雪を実施しているところですが、期間は、1月初旬より2月下旬のほぼ2カ月間かかります。最初の地区あるいは最後になる地区及び狭隘な道路につきましては、交差点に雪が堆積され、見通しが悪くなることから、現在も交通安全の観点から交差点の排雪を実施している状況にあります。ここ数年は、排雪が1回しかできないため、交差点排雪に力点を置いています。近くに堆積するには歩道や雪解けのおくれなどの問題があり、やはり郊外の堆積場へ運搬するしかないというふうに考えております。交差点という狭い中での作業と国や道あるいは近隣市町村において排雪時が重なるため、ダンプトラックが不足して作業が遅くなり、大変市民に御迷惑をおかけしているところでもあります。また、道路が狭隘になったときには、交差できる箇所の必要性は理解できますが、排雪した交差点を対象として控える場合もございますので、どの程度の延長がある道路であれば対処的なものが必要であるかなど今後調査検討をしてみたいと考えております。

次に、道路除雪についてであります。名寄市における除雪については、振り分け除雪で実施し、できるだけ均等に振り分けられるよう除雪作業を実施しています。門口を一緒に除雪することは、除雪機械の改良で門口に雪が入らないよう工夫された機械もだんだん出てきているというふうにはお聞きしておりますが、機械導入を含め、財政的にも困難というふうを考えております。市の除雪は、冬の快適な生活空間の確保を目的として、子供の通学、緊急車両通行などを基本に行っております。門口については、市民の協力がぜひ必要と考えていますし、高齢者住宅についても隣近所などお互いが助け合うようなことも必要ではないかというふうにも考えております。どこまで自治体が介入できるかは今後大きな課題と認識していますが、当面は高齢者住宅の門口除雪は福祉事務所を窓口に行っておりますので、ぜひ御利用をいただきたいというふうを考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 持田議員から住宅火災警報器設置の取り組みについて、2点の御質問がありましたので、お答えいたします。

最初に、身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯への助成についてお答えいたします。火災による悲惨な事故を防止する対策として、国の生活対策臨時交付金を活用して高齢者を対象に火災警報器設置の費用助成をする事業を開始しております。この事業の対象となる世帯等につきましては、市の広報3月号で御案内をしておりますが、70歳以上の方で構成される世帯で市民税が非課税世帯及び均等割のみが課税されている世帯並びに生活保護世帯としております。御質問のありました身体障害者及び65歳から69歳までの虚弱者のみの低所得世帯対象枠を拡大とのことですが、本市の福祉サービスで独居老人等の緊急時の対応策として、火災報知機能も兼ねた緊急通報システムの整備を実施し

ております。平成21年2月末現在で258世帯に配備しておりますが、御質問の対象世帯と符合するかにつきましては個別に精査はできておりませんが、大部分の方がこのシステムの利用者になっているのではないかと考えています。また、重度障害者世帯に向けてのサービスでは、身体障害者の状況に適応したさまざまな種類の火災警報器があり、機器購入に際して助成制度がありますので、個別に相談させていただきたいと考えております。

なお、火災警報器の設置助成の申請期間は、平成22年3月までとなっておりますので、対象となる方はぜひ御利用していただきたいと考えております。

次、2点目、名寄市全世帯100%設置に向けての取り組みについて申し上げます。消防法の改正により、共同住宅や併用住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけとなり、新築の住宅では平成18年6月から設置義務が、既存住宅では平成23年6月から設置が義務づけられることとなります。名寄消防署では、平成18年春から町内会を訪問し、住宅用火災警報器の設置をお願いしておりますが、市内における設置率は昨年で16.1%と依然低調に推移しております。消防署としては、法定期限の平成23年6月までに100%の設置を目指し、国の指針に沿い、名寄地区住宅用火災警報器設置普及計画を本年2月に策定し、目標年までに段階的に設置率の推進状況を検証してまいります。また、従来の住宅防火訪問に加えて積極的に町内会における説明会の開催を働きかけ、防火婦人クラブ員、少年消防クラブ員による地域での住宅用火災警報器の設置に向けてPRを進めてまいります。広報活動では、町内会の班回覧の「消ちゃんだより」や市の広報を通じて周知を図ってまいります。さらに、地域のFM局、Airてっしに協力を依頼し、電波を通じて毎月第1週に消防署からお知らせのコーナーとして救急関連などと一緒に火災警報器設置のお願いを行っておりますので、御理解をお願いし、

この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、小中高生の携帯電話対策についてお答えをいたします。

初めに、携帯電話の学校への持ち込みについてであります。小中学生における携帯電話使用については、全国的な携帯電話によるトラブルの発生が相次いでおり、これら生徒指導上の問題の解決に向けて平成20年度から名寄市生徒指導連絡協議会を設置し、その対策を検討してきております。同協議会では、名寄市における小中学生の携帯電話やパソコンによるネットの使用に関する実態を把握する必要性から、市内全中学生と小学5、6年生を対象に携帯、ネットに関するアンケート調査を実施いたしました。この調査によりますと、携帯電話は家族との共用を含め、小学5、6年生では2割以上が、中学生では半数以上が所持している実態が明らかになりました。特に中学校進学に際して買い与える家庭が多く、中学生では学年が上がるにつれて所持率が上昇しており、中学3年生での所持率は62%となっております。また、地域や学校規模によっても違いがあることがわかりました。平成21年2月に文部科学省から小中学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを禁止するとの通知が出されております。名寄市内小中学校におきましては、以前から学習に必要なものは学校へ持ってこないとの指導により、携帯電話の学校への持ち込みは原則禁止としております。また、高等学校につきましては、北海道教育委員会の指導のもとに授業中の使用を禁止し、ネット上のいじめや犯罪被害から守るための情報モラル教育の指導を充実させてきております。小中学生の携帯電話の使用においては、今後とも情報モラル教育の充実とともに、家庭との連携を十分に図ってまいりたいと考えております。

次に、自己紹介サイト、プロフについてお答えをいたします。子供たちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加

してきており、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面でも大きな影響を与えてきております。インターネット上の非公式サイト、いわゆる学校裏サイトやプロフィールサイト等を利用し、特定の子供に対する誹謗中傷が行われたり、他人に成り済まして携帯電話のメールを利用し、特定の子供に対する誹謗中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が発生しており、このいじめにより自殺を図った子供たちが出るなど、問題は深刻化してきております。名寄市内においては、開設したサイトへの書き込みによって生徒間のトラブルとなった事例が過去に数件発生しておりますが、いずれも教師の指導によりサイトを閉鎖するなどの処置により解決しております。名寄市生徒指導連絡協議会のアンケート調査によれば、ブログやプロフ、あるいはネットの掲示板などへの参加、書き込みの経験のある中学生は46%に上っております。また、携帯電話やパソコンにフィルタリングをかけているとしている小中学生の所持者は2割に満たず、残りはかけていないか、あるいはわからないとしており、今後いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性も否定できない状況にあります。各学校においては、空き時間のある教員などにより定期的に学校裏サイトなどネット上でのパトロールを行っておりますが、携帯電話のメールなどには対応できないなど実態を把握しにくい状況にもあります。これらのトラブルを回避するためにもフィルタリング使用など家庭における使用のあり方を見直す機会を持つなど、情報機器の光と影についてより一層の保護者への啓蒙活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、学習時間と携帯電話についてお尋ねがありました。名寄市教育委員会では、早寝早起き朝ごはん運動への取り組みや読書活動の充実、家庭学習の励行などについての取り組みを行ってきたところであり、これを受けて名寄市教育研究所では、子供たちの家庭学習の実態について小学

5年生と中学2年生を対象に調査をいたしました。この調査によりますと、中学2年生では4割に及ぶ生徒たちが全く家庭学習をしていないとの調査結果になっておりますが、この中には塾等での学習は含まれておりませんので、幾分割り引いて考える必要もあるかと考えております。さきの名寄市生徒指導連絡協議会のアンケート調査におきまして、中学生への携帯電話やパソコンの1日の利用時間では全体の3分の1以上の生徒が2時間以上使用していると回答しており、そのうち21%は3時間以上に及ぶとしていることから、かなりの利用実態が浮かび上がってきております。また、この調査によれば、家庭内での携帯電話やインターネット利用のルールや約束事については、小学5、6年生で約半数が、中学生では63%がない、もしくは自由としており、家庭での何らの規制もなく、自由に使える状態にあるものと考えられます。これらのことから、携帯電話等への依存の傾向が推測される状況にあり、名寄市教育委員会といたしましては名寄市生徒指導連絡協議会を通して各学校に親子での携帯電話教室の開催や名寄市教育研究所が作成した家庭教育資料、5つの提言、23の方策などの活用を図り、子供たちの望ましい生活リズムへの育成や落ちついて学習に取り組める家庭環境づくりに向けて保護者等への啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。さらに理解を深めるために再質問をさせていただきますが、昨日佐藤勝議員より代表質問で携帯電話についての質問があり、教育長から御答弁がございましたので、私から大項目の3つ目、小中高生の携帯電話に対する再質問を省略し、要望のみとさせていただきます。

順番を変えて要望から述べさせていただきます。

1点目、携帯電話の学校への持ち込みについて、

携帯電話は家族との共用を含めて小学生の5、6年生で2割が持っているとの先ほどの答弁ございました。中学生では半数以上が所持しているとの実態が明らかとなる今、また名寄市は持ち込みについては原則禁止とのことであり、指導方針は理解しますが、それでも持ち込んだ場合には自主的に登校時に預け、下校時に受け取るといったような、携帯電話というコミュニケーションの道具をどう使いこなすのか、子供たちだけでなく大人も一緒に学び、考える機会を持ち、その中で児童生徒が自発的にルールをつくる環境を整えるよう指導されることを要望します。

2点目、自己紹介サイト、プロフィールについてであります。名寄市においても開設したサイトへの書き込み、そのことにより生徒間にトラブルなど数件発生した事例があったようですが、教師の指導によりサイトを閉鎖する処置で解決しておりますので、引き続き指導をお願いするところであります。また、プロフィールやネットの掲示板などへの参加、書き込みの経験のある中学生が46%もいるということであります。今後いろいろなトラブルに巻き込まれる可能性も否定できない、そんな状況の中で教員等によりネット上でのパトロールを行い、事件、事故を未然に防ぎ、児童生徒、保護者へフィルタリング使用など家庭において健全な使用を促進する対策を要望します。

3点目、学習時間と携帯電話について、中学生の携帯電話やパソコンの1日の利用時間が全体の3分の1は2時間以上、またそのうちの21%が3時間以上使用している驚きの実態が明らかとなりました。家庭内での携帯電話やインターネット利用のルールや約束事についても半数以上がない、もしくは自由としており、家庭で何の規制もなく自由に使えるのであれば、携帯電話の依存度が高くなり、学習時間に影響を及ぼす原因になる思いがします。児童生徒、保護者、学校の連絡を密にし、落ちついて学習に取り組める時間をつくれる対策を要望いたします。

次に、名寄市雪対策について再質問をいたします。1点目、つるつる路面、氷を張った状態は名寄の初冬、春先に、いわゆる暖冬時期に起こる現象であり、道路においては機械散布により対処していますが、歩道においては砂箱等を設置し、市民にまいていただくボランティア方式で対処と理解します。毎日ではないので、場所的に人の通行の多いところだけでも路面を確認し、状況により滑りどめを散布する要員を雇用して対処する考えはないのか、高齢者等の転倒が減り、けが人が少なくなれば医療費等の削減につながり、また雇用対策にもなるのではないのでしょうか。その点をお伺いいたします。

2点目、3点目に対してであります。シーズン1回の排雪予定、近くに堆積する場所がない、財政的に厳しいとは察しますが、大雪が降った場合、市民の安全、安心のため、今後の課題として検討していただきたい。また、高齢者世帯においては年々高齢となり、体力も落ち、除雪は大変な作業になることが予想されますが、その対策もあわせて検討していただきたいと思っております。

私は、20年度の第1回定例会一般質問において、南地区に雪堆積場の新設について質問させていただきました。答弁では、雪堆積場所を新設を検討すると理解しておりますが、どのように検討されたのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 4点にわたり再質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますというふうに思っています。

つるつる路面に砂をまくというお答えをさせていただきます。人を雇ってできないかということだというふうに思いますけれども、除雪事業そのものに現在でもことしの21年度予算で3億5,000万円ほどの経費をかけるというふうな状況になっています。基本的には、先ほど答弁させていただいたように、私どもは道路空間ないしは歩道の空間はできる限り子供の通学路も含めて、緊

急車両の通行も含めて除雪をさせていただくと。あと、門口だとか、今の歩道のつるつる路面ではできるだけボランティアとまでいきませんが、通りかかったときに砂箱を利用させていただくという、今後市民と協働のまちづくりの一環というふうに考えていただいて、ぜひとも市民の方にも除雪の一端を担っていただくようなことを市民サイドのほうにも考えていただきたいというふうに考えて御提言を受けさせていただきました。

次に、大雪が降ったときは交差点の部分はどうかということでもありますけれども、名寄の場合どの程度までが大雪なのかちょっとわかりませんが、1日に40センチ、50センチ降った場合、当面は交通安全上からも横に堆雪することは可能だというふうに考えていますから、大雪の降った場合はどの程度までだというのはちょっと判断しかねますけれども、そういうのも緊急対応としてはそういうことはあるというふうに考えていただきたいというふうに思います。

それと、非常に難しいのですが、老人世帯、老人というか、高齢住宅の対応については非常に難しく、先ほど大石議員も言っていたようにもう65歳の方が4人に1人という部分もありますから、世帯そのものも市内には数多くあります。門口を全体を市が面倒見ていくということは、これからも含めて困難な状況にありますので、できる限り町内会ないしは隣近所の御協力をいただきながらでも門口の除雪を行っていただきたいという部分は私どもの希望というか、今の段階ではそれしか手だてがないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、徳田地区というか、南地区に堆雪場ということでありました。私ども徳田地区に民間所有の土地を何力所か候補地として話を進めてまいりました。しかし、面積が足りなかったり、隣接地が畑で冷風被害に遭うということが予想されましたので、今の段階ではまだ現実に至

っておりません。それにあわせて、南地区に雪を運ぶとなると運搬路については国道40号線ないしは東8号道路を使わなければならないということがありまして、交通量が比較的多くて、ダンプの稼働率が非常に悪くなるということも含めると、南地区に堆雪するということは非常に難しい状況になるのかなというふうに考えています。しかし、建設会社で数社が自分の自社ヤードを堆雪スペースとして使っている場合もございますから、この辺も考慮しまして、今後も引き続き検討させていただきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。

私大雪と解釈したのは、何日か降り続いて積もって、交差点にがっばり堆積されて見えなくなると安全上よくないというときに回数をふやしていただけないかということで質問差し上げました。また、南地区は住宅街だし、少し離れば農家ということで、条件的には厳しいとは察しますが、引き続き検討されることを要望いたします。

次に、住宅用火災警報器の取り組みについてですが、身体障害者及び70歳以下の高齢者には福祉サービス、独居世帯には火災報知機を兼ねた緊急システム装置が整備されているとのことですが、助成の対象となる世帯で22年3月までに申請がなく、また火災警報装置が設置されていない世帯への対策をどのようにされるのかお知らせください。

2点目の100%設置へ向けての取り組みについてですが、23年6月には設置率100%を目指し、さまざまな方法をもってPRされているとのことですが、市民が理解を示さなければ難しい目標とは思いますが、設置によるメリットも含めたその気にさせる広報活動を要望いたします。

改めてお伺いいたしますが、住宅用火災警報器

を設置したからといって火災が起こらないわけでも、またなくなるわけではございません。いかに被害を少なくするかだと思います。名寄市としては、住宅用火災警報器の設置後及び作動時の対応の対策をどのようにとられるよう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま持田議員のほうから23年3月までに申請されなかった方についてはどうなるのかという部分と、それから広報活動をするようにという部分と、それから火災警報器作動時の対応について、3点について再質問がございました。それで、今回の火災警報器の設置につきましては、国の生活対策臨時交付金を活用するという考え方で、通常であればなかなか難しいのかなという部分を今回の交付金を活用してやりましょうということになりました。それで、先ほど最初のほうで70歳という部分もあったかと思うのですが、福祉事務所で担当しております各種福祉サービス等の中での年齢基準がいろいろあるのですけれども、最近平成20年に策定いたしました除排雪サービスの条例改正の中で目標とする年次を70歳ということで、今回70歳の方ということで独居高齢者世帯を地図の上でマッピングで検索したら、約2,400世帯があったということで、そういうものも踏まえた中で1,700世帯程度の申請があるのかということで、そういう部分で70歳ということで考えておりまして、ただこれを予算化する前段で、では来年になったらどうするのだという部分が議員の御質問の部分で同じ議論になりまして、来年1年も設置するとその次からはもう必置義務になってくるので、予算の査定の前段では来年部分についてもこれから検討しなければならないのかなというような議論になっております。

それから、今現在そういった意味から進めております火災警報器が昨日まではちょうど50基だったのです。名寄地区で33基、風連地区で17

基の50基だったのですけれども、市民課のロビーのほうに定額給付金の申請の窓口が開かれておりまして、そこで申請された帰りにこちらのほうに警報器の申請に寄っていただく方がおられまして、議会に入る前には53基ということであって、いるところでございます。

それから、いわゆる100%設置に向けての広報活動ということでございますけれども、私どもの福祉事務所のほうの対応としてはこういった形でぜひつけていただきたいというふうになるのですけれども、具体的な活動につきましてはやはり消防署のほうの住宅を周回するなり、いろんな研修会等での啓蒙でやっていくしかなかなか設置という行動に結びついていかないのかなというふうに思っております。

それから、最後になりますけれども、住宅用火災警報器作動時につきましては、消防署の署長に確認いたしましたところ、とりあえず警報音に気がついたら、高齢者や幼児及び障害を持っている方はすぐ避難して近所の方に知らせてくださいということで、本当に火事が起きているとき、警報器が鳴っているということは当然火事が起きているかもしれないのですけれども、誤報かもしれませんが、とりあえず鳴ったらすぐ外に避難し、119番通報するというので、それで、たまさかちょっと年齢的にちょうどいいところにいる方について、発見が早く、火災の状況について落ちつきを取り戻されて、なおかつ逃げ道が確保できるというような状況があったときに、そこもまだ状況なのですけれども、火が天井に燃え移っていなかったら、消火器で消火が可能というような部分は消防署の署長はおっしゃっていましたけれども、なかなか難しいのかなというのが感想でございます。

以上、答弁いたします。

○議長(小野寺一知議員) 持田議員。

○7番(持田 健議員) ありがとうございます。市民の安全、安心な生活のために今後ともよ

ろしくお願いをいたしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

副 議 長 熊 谷 吉 正

署名議員 佐々木 寿

署名議員 田 中 之 繁